

<p>1. 目的</p>	<p>業務処理手続き（新規記録・抹消・振替）</p>		
<p>制度の前提</p> <p>2. 取扱振替投資信託受益権</p> <p>3. 制度への参加者</p> <p>(1) 口座管理機関</p> <p>(2) 加入者</p> <p>(3) 機構加入者</p> <p>(4) 販売会社</p> <p>(5) 発行者</p> <p>(6) 受託会社</p> <p>(7) 資金決済会社</p> <p>(8) 日銀ネット資金決済会社</p> <p>4. 振替口座簿</p> <p>(1) 機構における口座区分</p> <p>(2) 機構における振替投資信託受益権の振替と資金の支払を結びつけるための口座</p> <p>(3) 口座管理機関における口座区分</p>	<p>5. 当初設定に係る新規記録手続き</p> <p>(1) 銘柄情報の通知</p> <p>(2) ISIN コード設定</p> <p>(3) 新規記録申請</p> <p>(4) 販売会社と口座管理機関との連携</p> <p>(5) 発行口への記録</p> <p>(6) DVP 決済の指定がある場合の資金決済</p> <p>(7) 信託設定済通知</p> <p>(8) 新規記録</p> <p>6. 追加設定に係る新規記録手続き</p>	<p>7. 解約に係る抹消手続き</p> <p>(1) 加入者による委任</p> <p>(2) 解約時抹消予定申請</p> <p>(3) 販売会社と口座管理機関との連携</p> <p>(4) 解約口への記録</p> <p>(5) DVP 決済の指定がある場合の資金決済</p> <p>(6) 解約時抹消申請</p> <p>(7) 減少記録</p> <p>8. 償還（抹消）手続き</p> <p>(1) 加入者による委任</p> <p>(2) 販売会社と口座管理機関との連携</p> <p>(3) 償還口への記録</p> <p>(4) 償還時抹消申請</p> <p>(5) 減少記録</p>	<p>9. 振替手続</p> <p>(1) 加入者からの振替申請</p> <p>(2) 振替申請を受けた機構又は口座管理機関が振替先口座を開設している場合</p> <p>(3) 振替申請を受けた口座管理機関が振替先口座を開設していない場合</p> <p>(4) 振替申請を受けた機構が振替先口座を開設していない場合</p>

<p>その他業務</p> <p>10. 情報開示</p> <p>12. 収益分配金の取扱い</p> <p>(1) 口座管理機関と指定販売会社との連携</p> <p>(2) 質権設定等により指定販売会社である口座管理機関以外に振替えられた場合の取扱い</p> <p>13. 消却義務</p> <p>(1) 機構による消却</p> <p>(2) 口座管理機関による措置</p> <p>(3) 過大記録の未然防止</p>	<p>特例投信・上場投信の取扱い</p> <p>11. 特例投資信託受益権の取扱い</p> <p>(1) 振替投資信託受益権の特例</p> <p>(2) 発行者の同意・機構による公告</p> <p>(3) 銘柄情報の通知等</p> <p>(4) 振替受入簿の備付け</p> <p>(5) 振替受入簿への記録申請</p> <p>(6) 振替受入簿への記録等</p> <p>(7) 振替口座簿への記録</p> <p>14. 上場投資信託の取扱い</p>	<p>その他取り決め</p> <p>15. 取扱時間</p> <p>16. 業務の委託</p> <p>17. 制度参加者との関係</p> <p>18. 経費の分担</p> <p>19. 実施時期</p>
---	--	---

投資信託振替制度要綱

平成 16 年 9 月 24 日
 (株)証券保管振替機構

項 目	内 容	備 考
1.目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)は、「社債等の振替に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、券面のない投資信託の振替制度(以下「投資信託振替制度」という。)を実施する。 ● この制度により、投資信託の決済の効率性と安全性を確保し、投資信託市場の発展に資することを目的とする。 	
2.取扱振替投資信託受益権	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」という。)に規定する投資信託の受益権を取り扱う(以下「振替投資信託受益権」という。)。なお、外国投資信託の受益権は、当面の間、取り扱わない。 	法第2条第1項 ✓ 振替投資信託受益権の範囲を当初は委託者指図型投資信託とする。 ✓ 契約において併合又は分割の定めのある受益権は、平成16年6月9日に「社債、株式等の振替に関する法律」が公布されたことから、政省令の内容を踏まえ、別途取扱いを検討する。

項 目	内 容	備 考
(3)機構加入者	<p>いう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加入者は、法及び業務規程の定めるところにより振替投資信託受益権の権利を取得することができる。 ● 機構は、他の者から申出があったときは、業務規程の定めるところにより、振替投資信託受益権の振替を行うための口座を開設し、振替口座簿を備える。 ● 加入者のうち、機構から口座の開設を受けた者を機構加入者という。 	
(4)販売会社	<ul style="list-style-type: none"> ● 振替投資信託受益権の募集・売出しの取扱い等の業務を行う法人を販売会社という。 ● 販売会社は、次に掲げる者に区分する(ただし、以下において、販売会社という場合は、両者を総称するものとする。)。 <ul style="list-style-type: none"> 発行者との契約に基づき、振替投資信託受益権の募集・売出しの取扱い等の業務を行う者(以下「指定販売会社」という。) 指定販売会社との契約に基づき、振替投資信託受益権の募集・売出しの取扱い等の業務を行う者(以下「取次販売会社」という。) ● 販売会社は、口座管理機関と連携をとり、振替投資信託受益権の設定、解約及び償還に係る手続きを行わなければならない。 	<p>✓ 本制度において指定販売会社は口座管理機関となることを前提とする(投資信託委託業者の直接募集の場合を除く。)。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(5) 発行者</p> <p>(6) 受託会社</p> <p>(7) 資金決済会社</p> <p>(8) 日銀ネット資金決済会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、機構での振替投資信託受益権の取扱いに際し、振替投資信託受益権の発行者の同意を事前に得る。 	<p>法第13条第1項</p> <p>✓ 当初は委託者指図型投資信託を取扱対象とするため、発行者は投資信託委託業者をさす。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 発行者と信託契約を締結した信託会社等を受託会社という。 ● 機構は、振替投資信託受益権の受託会社から申出があったときは、業務規程の定めるところにより、受託会社としての登録を行う。 ● 受託会社は、振替投資信託受益権について信託が設定された場合には、当該発行者のために、信託設定済みの通知(以下「信託設定済通知」という。)を機構に対して行わなければならない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金決済会社は、加入者又は発行者のために、振替投資信託受益権の設定、解約及び償還に伴う資金決済を行う金融機関等をいう。 	<p>✓ 加入者のための資金決済会社は、当該加入者(顧客)に係る指定販売会社又は指定販売会社が指定する金融機関が想定される。</p> <p>✓ 発行者のための資金決済会社は、通常、受託銀行である。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、資金決済会社のうち、日本銀行の当座勘定取引先であり、かつ日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」という。)のオンライン取 	

項 目	内 容	備 考
	<p>引先である金融機関等からの申出があったときは、業務規程の定めるところにより、日銀ネット資金決済会社としての登録を行う。</p> <p>日銀ネット資金決済会社は、加入者又は発行者のために、振替投資信託受益権の設定及び解約においてDVP決済の指定がある場合の資金決済を日銀ネットを利用して行う。</p>	
<p>4.振替口座簿</p> <p>(1)機構における口座区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 振替口座簿は、機構加入者の口座ごとに区分する。 ● 機構加入者の口座は、次に掲げるものに区分する。 機構加入者が振替投資信託受益権についての権利を有するものを記録する口座(以下「自己口」という。) 直接口座管理機関の加入者(下位の間接口座管理機関の加入者を含む。)が振替投資信託受益権についての権利を有するものを記録する口座(以下「顧客口」という。) ● 自己口は、次に掲げるものに区分する。 機構加入者が質権者であるときの、質権に係る権利を記録する口座(以下「質権口」という。) 上記 以外の権利を記録する口座(以下「保有口」という。) ● 保有口及び質権口には、機構加入者が信託の受託者であるときの、信託財産を記録する口座(以下、保有 	<p>法第68条</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 機構における振替投資信託受益権の振替と資金の支払を結び付けるための口座</p>	<p>口については「信託口」、質権口については「質権信託口」という。) を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、業務規程の定めるところにより、上記口座をさらに区分する口座を設ける。 ● 機構は、振替投資信託受益権の振替と資金の支払(新規記録手続き時においては、「振替投資信託受益権の振替と信託設定」をいう。) を関係付けるための便宜上の口座として、次の口座を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> 新規記録手続き時 <ul style="list-style-type: none"> 発行者からの設定に係る事前通知(以下「新規記録申請」という。) の内容を一時的に記録するための口座 (以下「発行口」という。) 解約に係る抹消手続き時 <ul style="list-style-type: none"> 解約に係る抹消手続を行う場合、解約により減少記録される口数を一時的に記録するための口座(以下「解約口」という。) 償還に係る抹消手続き時 <ul style="list-style-type: none"> 銘柄情報に基づき、償還に係る抹消により減少記録される口数を一時的に記録するための口座(以下「償還口」という。) 	

項 目	内 容	備 考
(3)新規記録申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、I S I Nコードが確定した当日中にその内容を発行者に通知する。 ● 発行者は、機構からI S I Nコードの通知を受けたときは、当該I S I Nコードに係る銘柄の指定販売会社に対して、その内容を遅滞なく通知しなければならない。 ● 機構は、発行者にI S I Nコードを通知した後、遅滞なく、機構加入者及び受託会社に銘柄情報及びI S I Nコードを通知する。 ● 上記の通知を受けた口座管理機関が、当該銘柄に係る下位の間接口座管理機関を有する場合、当該間接口座管理機関に対して同様の通知を行わなければならない。 ● 発行者は、機構に対して、指定販売会社と合意のうえ、発行予定の振替投資信託受益権の新規記録に関する情報(銘柄、払込日(信託設定日)、受益権を購入する加入者の氏名又は名称、口座、加入者ごとの振替投資信託受益権の口数等をいう。以下「新規記録情報」という。)を機構の定める方法により通知しなければならない。 	<p>✓ 本制度において必要なI S I Nコードの対外通知に関して、証券コード協議会から許諾を得ることが前提となる。</p> <p>法第121条において読み替えて準用する法第69条第1項</p> <p>✓ 発行者と指定販売会社の合意は、公販ネット又はファクシミリ等を通じて行われる。公販ネットとは、投資信託の設定や解約などに係る各種情報について指定販売会社と投資信託委託会社間の連絡のためのネットワークをいう。</p> <p>✓ 機構に対する通知における加入者の氏名又は名称、口座等は、それが明らかになるものと</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(4) 販売会社と口座管理機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 発行者と指定販売会社がDVP決済を行うことについて合意しているときは、発行者は、機構に対し、上記の新規記録情報の通知を行う際に、当該合意がある旨及びDVP決済に関する情報(資金決済金額、日銀ネット資金決済会社等をいう。以下「設定時DVP決済情報」という。)を通知しなければならない。 ● 指定販売会社は、上記(3)の内容を発行者と合意するときは、受益権を購入する当該指定販売会社の顧客が加入者として口座の開設を受けた口座管理機関に対して、当該新規記録情報(及び設定時DVP決済情報)を事前に通知しなければならない。当該通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、上位の口座管理機関に対し、同様の通知を行わなければならない。 ● 取次販売会社は、指定販売会社と同様に、受益権を購入する当該取次販売会社の顧客が加入者として口座の開設を受けた口座管理機関に対して、当該新規記録情報を事前に通知しなければならない。当該通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である 	<p>して、機構がその通知方法を別途定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 実務上、DVP決済においては、発行者の指定する資金決済会社と指定販売会社間の合意を前提とする。 ✓ 日銀ネット資金決済会社に係る情報については、事前に機構に通知している場合は必要ない。 <p>✓ 取次販売会社は指定販売会社を経由し、新規記録情報を発行</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(6) D V P 決 済 の 指 定 が あ る 場 合 の 資 金 決 済</p> <p>(7) 信 託 設 定 済 通 知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本銀行は、上記(5) の設定時 D V P 決 済 に 係 る 資 金 決 済 情 報 (決 済 番 号 付) を 受 領 し た 場 合 、 当 該 情 報 を 資 金 決 済 当 事 者 (日 銀 ネット 資 金 決 済 会 社) に 対 し て 通 知 す る 。 渡 方 日 銀 ネット 資 金 決 済 会 社 は 、 当 該 通 知 に 係 る 資 金 決 済 を 承 認 す る 場 合 、 日 本 銀 行 に 対 し て 資 金 決 済 を 依 頼 す る 。 ● 日本銀行は、上記の資金決済が完了した場合、その旨を資金決済当事者(日銀ネット資金決済会社)及び機構に対して通知する。 <p>D V P 決 済 の 指 定 が な い 場 合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発行者は、発行口に記録されている振替投資信託受益権の購入代金が発行者の指定する資金決済会社に入金されたことを確認したときには、当該振替投資信託受益権の信託設定を受託会社に指図する。受託会社は、当該振替投資信託受益権について信託を設定したときは、機構に対し、その旨を機構の定める方法により通知しなければならない。 <p>D V P 決 済 の 指 定 が あ る 場 合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構が日本銀行から受信する上記(6)の通知を以って、受託会社による機構への信託設定済通知が行われたこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、上記 及び の受託会社の信託設定済通知 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 渡方日銀ネット資金決済会社は、機構加入者側である。 ✓ D V P 決 済 に つ い て は 、 日 本 銀 行 に お い て 本 要 綱 の 提 示 す る ス キ ー ム が 了 承 さ れ 、 所 要 の 対 応 が 採 ら れ る こ と が 前 提 と な る 。

項 目	内 容	備 考
(8)新規記録	<p>を発行者が行うべき新規記録に伴う通知とみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、上記(7)の信託設定済通知を受けたときは、発行口から振替を行い、機構加入者の口座に増加記録を行う。 ● 機構は、当該増加記録の内容を新規記録済通知として発行者、機構加入者及び受託会社に通知する。 ● 直接口座管理機関は、機構が当該直接口座管理機関の顧客口に増加記録したときは、発行口記録の際に機構から受けた通知内容に基づき、加入者の口座へ増加記録等を速やかに行わなければならない。 ● 口座管理機関が下位の間接口座管理機関の顧客口座に増加記録したときは、当該間接口座管理機関は、増加記録等を速やかに行わなければならない。 	<p>✓ DVP決済の指定がある場合、機構加入者の口座への増加記録をもって機構によるDVP決済は完結する。</p>
6.追加設定に係る新規記録手続	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記5の「当初設定時の新規記録手続」の(3)より(8)に準じた手続により、新規記録を行う。 	
7.解約に係る抹消手続 (1)加入者による委任	<ul style="list-style-type: none"> ● 加入者は、事前に口座管理機関に対し、解約に伴う残高抹消の手続きを取ることを委任する。また、当該加入者は、自らが顧客となっている販売会社に対し、解約代金の代理受領を委任する。 ● 当該委任を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、上位の口座管理機関に対し、同 	

項 目	内 容	備 考
(4) 解約口への記録	<p>の通知を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取次販売会社は、指定販売会社と同様に、受益権を解約する当該取次販売会社の顧客が加入者として口座の開設を受けた口座管理機関に対して、当該解約時抹消予定情報を事前に通知しなければならない。当該通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、上位の口座管理機関に対し、同様の通知を行わなければならない。 <p>機構が機構加入者から資金振替済通知を受領する場合(以下抹消手続きにおいては「DVP決済の指定がない場合」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、解約時抹消予定情報に係る内容を解約口に記録した後、当該内容を発行者、機構加入者及び受託会社に通知する。 <p>DVP決済の指定がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、解約時抹消予定情報及び解約時DVP決済情報の通知を受けた後、当該内容の確認を行うため、機構加入者に対して、当該情報を通知する。 ● 機構加入者は、上記確認のための通知を受けたときは、通知事項をそれぞれ照合・確認のうえ、機構に対して承認の返信を行わなければならない。 ● 機構は、機構加入者から上記の承認を受けたときは、その内容を解約口に記録(以下「解約口記録情報」という。)する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取次販売会社は指定販売会社を經由し、解約時抹消予定情報を発行者に連絡する。

項 目	内 容	備 考
<p>(5) D V P 決済の指定がある 場合の資金決済</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、当該解約口記録情報及び機構が付した決済番号を発行者、機構加入者及び受託会社に通知するとともに、解約時 D V P 決済に係る資金決済情報(決済番号付)を日本銀行及び日銀ネット資金決済会社に送付する。 ● 日本銀行は、上記(4)の解約時 D V P 決済に係る資金決済情報(決済番号付)を受領した場合、当該情報を資金決済当事者(日銀ネット資金決済会社)に対して通知する。渡方日銀ネット資金決済会社は、当該通知に係る資金決済を承認する場合、日本銀行に対して資金決済を依頼する。 ● 日本銀行は、上記の資金決済が完了した場合、その旨を資金決済当事者(日銀ネット資金決済会社)及び機構に対して通知する。 	<p>✓ 機構加入者や受託会社が日銀ネット資金決済会社である場合、原則として、日銀ネット資金決済会社には解約時 D V P 決済に係る資金決済情報を送付しない。</p>
<p>(6)解約時抹消申請</p>	<p>D V P 決済の指定がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構加入者は、解約口に記録されている振替投資信託受益権の解約代金の支払いが行われたことを確認したときには、機構に対し、その旨を機構の定める方法により通知しなければならない。 ● 機構加入者から上記の通知を機構が受領する場合は、当該通知を以って解約時抹消申請が行われたと 	<p>✓ 渡方日銀ネット資金決済会社は、発行者側であり、通常、受託銀行である。</p>

項 目	内 容	備 考
(3)償還口への記録	<p>償還に関する情報を事前に通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、上位の口座管理機関に対し、同様の通知を行わなければならない。 ● 機構は、銘柄情報に基づき、償還に伴う抹消日に、償還により減少記録される振替投資信託受益権の銘柄の口数を償還口に記録するとともに、当該内容を発行者及び機構加入者に通知する。 	
(4)償還時抹消申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構加入者は、償還口に記録されている振替投資信託受益権の償還代金の支払いが行われたことを確認したときには、機構に対し、その旨を機構の定める方法により通知しなければならない。 ● 機構加入者から上記の通知を機構が受領する場合は、当該通知を以って償還時抹消申請が行われたとみなす。 	<p>法第121条において読み替えて準用する法第71条第1項</p> <p>✓ 償還時のDVP決済については、今回の制度構築では対応しない。次回以降のフェーズでは、引き続き検討する。</p>
(5)減少記録	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、上記(4)の抹消申請を受けたときは、償還口の減少を行い、当該機構加入者の口座の減少記録を行う。 ● 機構は、当該減少記録の内容を抹消済通知として機構加入者及び発行者に通知する。 	

項 目	内 容	備 考
<p>9.振替手続</p> <p>(1)加入者からの振替申請</p> <p>(2)振替申請を受けた機構又は口座管理機関が振替先口座を開設している場合</p> <p>(3)振替申請を受けた口座管理機関が振替先口座を開設していない場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 渡方加入者は、当該加入者の口座を開設している機構又は口座管理機関に対し、振替により減少記録される振替投資信託受益権の銘柄及び口数、減少記録される口座の区分、振替先口座及びその区分並びに決済日を通知して、振替の申請を行わなければならない。 ● 機構又は口座管理機関は、申請のあった渡方加入者の口座において減少の記録を行い、振替先口座において増加の記録を行う。 ● 口座管理機関は、申請のあった渡方加入者の口座において減少の記録を行い、機構又は上位の口座管理機関に対して、振替により減少記録される振替投資信託受益権の銘柄、口数、振替先口座等を通知しなければならない（上位の口座管理機関において振替先口座を開設していない場合は、同様とする。）。 ● 機構は、通知のあった直接口座管理機関の顧客口を減少する。機構が振替先口座を開設している場合は当該口座において増加記録を行い、機構が振替先口座を開設していない場合は、振替先口座を開設する 	<p>法第121条において読み替えて準用する法第70条</p>

項 目	内 容	備 考
(4) 振替申請を受けた機構が振替先口座を開設していない場合	<p>直接口座管理機関（下位の間接口座管理機関が振替先口座を開設する場合を含む。以下(4)において同じ。）の顧客口を増加したうえ、当該直接口座管理機関に対し、振替により増加記録される振替投資信託受益権の銘柄、口数、振替先口座及びその区分口座等を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構から通知を受けた直接口座管理機関は、当該通知内容に基づき、加入者の口座への増加記録等を行わなければならない。 ● 口座管理機関が下位の間接口座管理機関の顧客口座に増加記録したときは、当該間接口座管理機関は、増加記録等を行わなければならない。 <p>● 機構は、申請のあった渡方加入者の口座において減少の記録を行い、振替先口座を開設する直接口座管理機関の顧客口を増加したうえ、当該直接口座管理機関に対し、振替により増加記録される振替投資信託受益権の銘柄、口数、振替先口座及びその区分口座等を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構から通知を受けた直接口座管理機関は、当該通知内容に基づき、加入者の口座への増加記録等を行わなければならない。 ● 口座管理機関が下位の間接口座管理機関の顧客口座に増加記録したときは、当該間接口座管理機関は、 	

項 目	内 容	備 考
(3) 銘柄情報の通知等	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例投資信託受益権の取扱いについて機構に対し同意を与えた発行者は、直ちに機構に対し、当初設定に係る新規記録手続きと同様に銘柄情報を通知しなければならない。 ● 機構は、上記の通知があった場合、当該特例投資信託受益権の銘柄について総口数等の情報開示を行う。 	<p>法附則第32条において読み替えて準用する法附則第17条</p>
(4) 振替受入簿の備付け	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、特例投資信託受益権の銘柄及び口数、特例投資信託受益権の受益証券の記番号等(以下「振替受入情報」という。)を記録する振替受入簿を備える。 	<p>法附則第32条において読み替えて準用する法附則第12条</p>
(5) 振替受入簿への記録申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例投資信託受益権の受益者は、その特例投資信託受益権について、機構に対し、振替受入簿への記録を申請する(以下「移行申請」という。)ことができる(以下において、移行申請する受益者を「申請人」という。) ● 申請人は、移行申請に際して、機構に対し、当該特例投資信託受益権の受益証券を提出するとともに、申請人のために開設された当該特例投資信託受益権の振替を行うための口座(以下「移行先口座」という。)を機構の定める方法により通知しなければならない。 	<p>法附則第32条において準用する法附則第14条</p> <p>✓ 申請手続きの委任を含め、移行申請に伴う事務手続きの詳細は、関係当事者と検討を継続し、当該事務手続きを公表する。</p>

項 目	内 容	備 考
(6) 振替受入簿への記録等	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、上記(5)の移行申請を受けたときは、当該振替受入情報を振替受入簿に記録する。 ● 機構は、振替受入簿に記録した旨を、当該特例投資信託受益権の発行者に対し通知する。 ● 特例投資信託受益権の受益者及び発行者は、振替受入簿の閲覧を請求できる。 ● 特例投資信託受益権について、移行申請する権限を有しない者の申請により振替受入簿の記録がされた場合において、当該特例投資信託受益権の受益者より振替受入簿の記録の抹消申請を受けたとき、機構は、当該申請に係る特例投資信託受益権について振替受入簿の記録を抹消する。また、機構は、当該記録を抹消したときは、当該特例投資信託受益権の発行者にその旨を通知する。 	<p>法附則第32条において準用する法附則第14条</p> <p>法附則第32条において準用する法附則第13条</p> <p>法附則第32条において準用する法附則第16条</p>
(7) 振替口座簿への記録	<p style="text-align: center;">機構が移行先口座を開設している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、移行申請のあった移行先口座に増加記録を行う。 <p style="text-align: center;">機構が移行先口座を開設していない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構は移行先口座を開設する直接口座管理機関(下位の間接口座管理機関が移行先口座を開設する場合を含む。)の顧客口に増加記録したうえ、当該直接口座管理機関に対し、移行申請により増加記録される 	

項 目	内 容	備 考
	<p>振替特例投資信託受益権の銘柄、口数、申請人の氏名又は名称、移行先口座を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構から通知を受けた直接口座管理機関は、当該通知内容に基づき、申請人の移行先口座への増加記録等を行わなければならない。 ● 口座管理機関が下位の間接口座管理機関の顧客口座に増加記録したときは、当該間接口座管理機関は、申請人の移行先口座への増加記録等を行わなければならない。 	
<p>12. 収益分配金の取扱い</p> <p>(1) 口座管理機関と指定販売会社との連携</p> <p>(2) 質権設定等により指定販売会社である口座管理機関以外に振替えられた場合の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 口座管理機関は、振替投資信託受益権の振替を行うための口座を開設した加入者毎の自己口座に記録又は記載された口数に関する情報を指定販売会社が収益分配金を支払うに際して事前に通知するとともに、両者において、当該内容の確認を行うこととする。 ● 質権設定等により指定販売会社である口座管理機関以外に振替えられた場合であって、当該口座管理機関が直接口座管理機関であるときの上記(1)の通知は、機構を通じて行うことができる。 	<p>✓ 発行者である投資信託委託業者は、受託会社より指定販売会社に収益分配金を支払う。</p>

項 目	内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、振替口座簿における銘柄ごとの機構加入者の合計口数と総発行口数を日々確認する。 ● 発行者は、当日の取扱時間終了後に機構から受ける振替口座簿における銘柄ごとの総発行口数データ通知(解約(抹消)手続き等の申請中の口数等を明示する。)に対して、照合しなければならない。このときに総発行口数に相違がある場合は、直ちにその旨を機構に対して連絡しなければならない。 ● 直接口座管理機関は、当日の取扱時間終了後に機構から受ける銘柄ごとの顧客口の口数データ通知に対し、当該直接口座管理機関が開設する振替口座簿と照合しなければならない。このときに口数に相違がある場合は、直ちにその旨を機構に対して連絡しなければならない。 ● 口座管理機関は、下位の間接口座管理機関との間で、業務規程の定めるところにより振替口座簿の口数を照合しなければならない。 	
14. 上場投資信託の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、上記の投資信託振替制度の処理に準ずることとする。 ● 本要綱に定めのない処理(証券取引清算機関からの振替請求に係る処理、受益者報告・登録処理等)の実務は、原則として現行制度を基本とし、株券のペーパーレス化の対応との整合性を取りつつ検討する。 	

項 目	内 容	備 考
15.取扱時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構における業務の取扱時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各申請の受付時間は、各スキームの実務処理を勘案して別途定めることとする。
16.業務の委託	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、業務処理の効率性の観点から、業務の一部を委託することが適当と判断する場合は、主務大臣の承認を受けて、その業務を他の者に委託する。 	法第10条
17.制度参加者との関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、振替業の適正かつ確実な運営を図る観点から必要と認めるときは、業務規程の定めるところにより、口座管理機関から報告若しくは資料の提出を受け又は口座管理機関の帳簿書類の閲覧を行う。 ● 機構は、口座管理機関が業務規程等に違反した場合は、業務規程の定めるところにより、口座管理機関に対し処分を行う。発行者、指定販売会社、受託会社、日銀ネット資金決済会社についても、業務規程等に違反した場合は、業務規程の定めるところにより、口座管理機関と同様に処分を行う。 	
18.経費の分担	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構が、振替業を実施するために要する経費は、発行者及び機構加入者等サービスを受取る者から徴収する手数料を基本として賄う。 	
19.実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成19年1月の実施を目途とする。 	

投資信託振替制度要綱 対応

投信基本モデル概要

第1.0版

平成16年10月



株式会社証券保管振替機構

Japan Securities Depository Center, Incorporated

目次

投信振替制度の概観

1. はじめに
2. 投信振替制度の目的
3. 投信振替制度のメリット
4. 受益証券のペーパーレス化
5. 投信STPについて
6. 投信DVPについて
7. 取扱対象となる受益権
8. 制度参加者の概要
9. 制度参加の形態(1)
10. 制度参加の形態(2)
11. 販売会社と口座管理機関の役割(1)
12. 販売会社と口座管理機関の役割(2)
13. 振替口座簿の口座区分
14. 制度が想定する多層構造
15. 振替口座簿の構造
16. 投信基本モデル
17. 投信基本モデルが配慮した点

投信基本モデルの業務スキーム

18. 銘柄情報・ISINコード
19. 新規記録(設定)/非DVP
20. 新規記録(設定)/DVP
21. 抹消(解約)/非DVP
22. 抹消(解約)/DVP
23. 抹消(償還)/非DVP
24. 振替(移管)/非DVP
25. 収益分配金
26. 残高確認(リコンサイル)
27. 残高通知イメージ

資料編

- [資料1] 証券決済システム改革の概観
- [資料2] 現行制度で利用されているコード及びISINコードについて
- [資料3] 決済照合システム(Ph3)の概要 など
- [資料4] 設定・解約データの流れ
- [資料5] 投信振替制度に係るアンケート結果(概要)
- [資料6] 投信基本モデルの論点と方向性

1. はじめに

投信小委員会による検討の経緯

証券保管振替機構では、投資信託振替制度の実現に向けて、実務処理及びシステム構築に必要な要件を検討し、基本スキームの策定を行うために、「投信小委員会」(以下「小委員会」という。)を2002年9月に設置した。小委員会を構成する委員は、投資信託委託会社や受託会社(信託銀行)、販売会社(証券会社、銀行)など関係する17の会社・団体から選出した。また主務官庁である金融庁と法務省、さらには日本銀行や投資信託協会にも、オブザーバーとして小委員会の検討に協力を頂いている。

小委員会では、投資信託の受益証券の無券面化においては現行の実務との整合性を図る必要が多いことから、単に振替制度の検討のみならず、投資信託の制度の全体を俯瞰したうえで、検討を進めてきた。現行の実務との整合性のほか、基本スキームを策定するうえでは、関係当事者それぞれにメリットがあることや既存のインフラを活用し低コスト(効果に見合った費用負担)であることについても小委員会は配慮してきた。

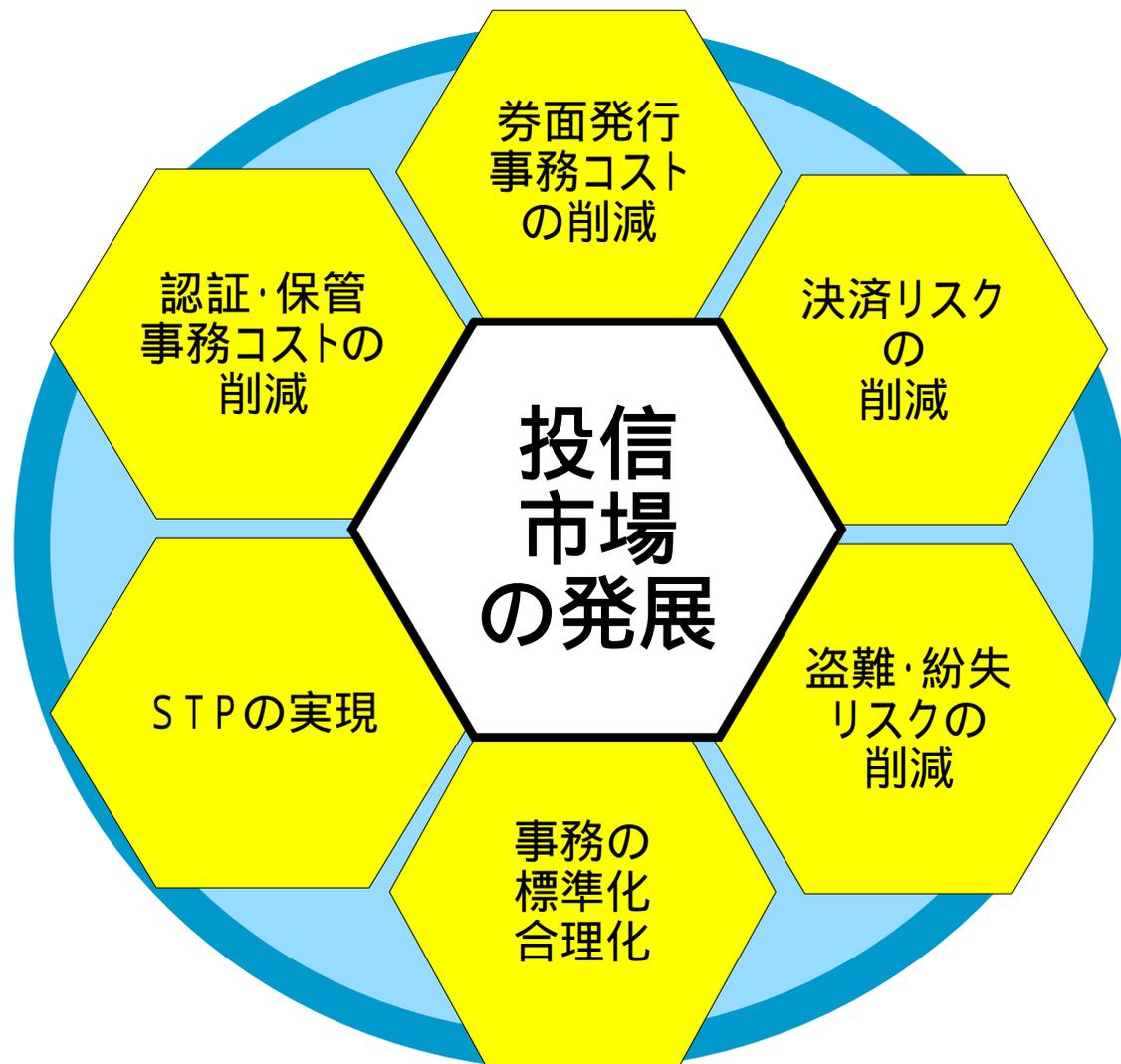
検討を重ねた結果、小委員会は、2004年8月に基本スキームを「投資信託振替制度要綱」(案)に取りまとめた。これは、同年9月、業務委員会による承認後、弊社取締役会において「投資信託振替制度要綱」として決議されている。

現在、小委員会は、「投資信託振替制度要綱」に基づき、実務面及びシステム面において振替投資信託受益権(ペーパーレス投資信託)の取扱いに必要な事項についての検討を引き続き行っている。

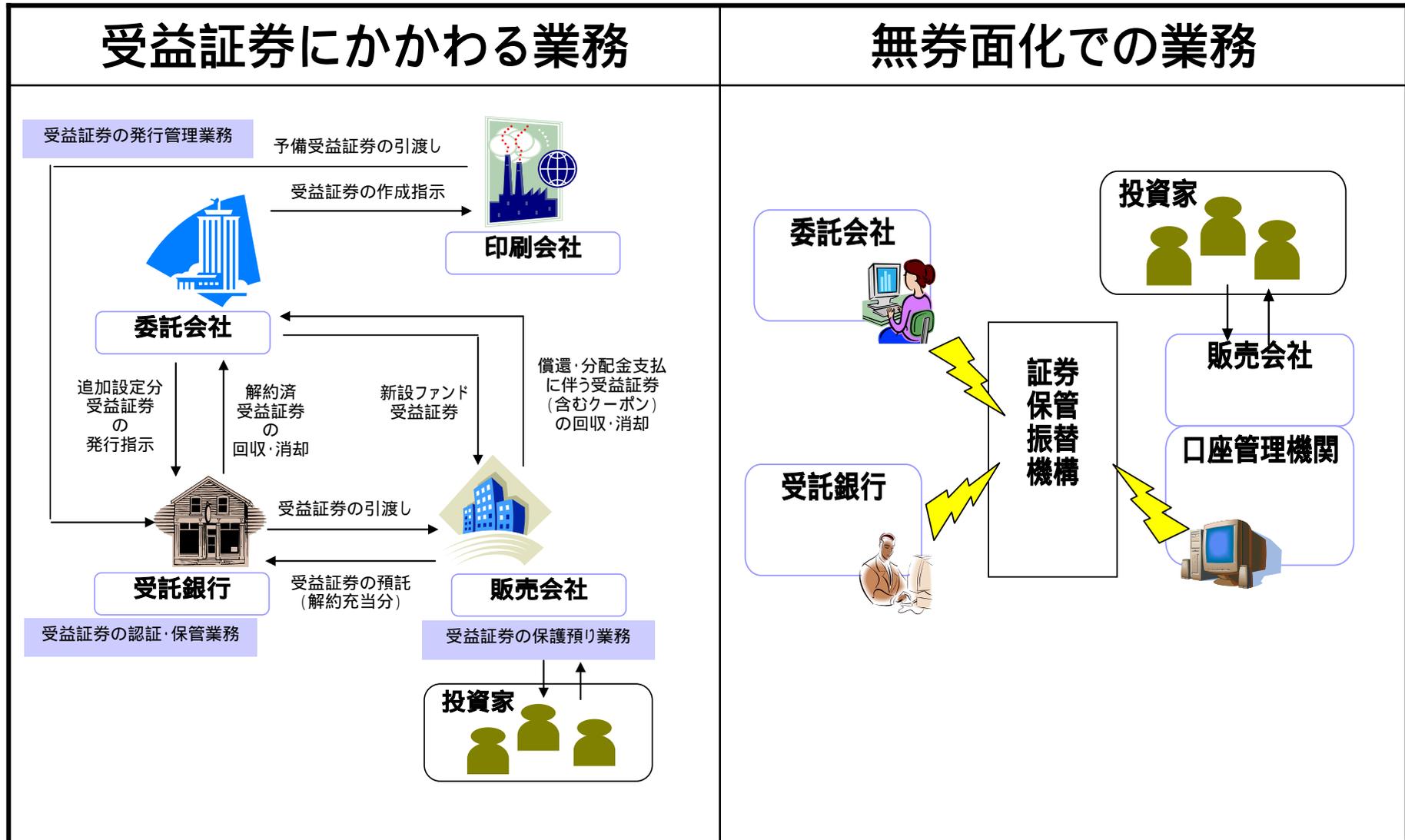
2. 投信振替制度の目的

- (株)証券保管振替機構は、「社債等の振替に関する法律」に基づき、券面のない投資信託の振替制度を実施する。
- この制度により、投資信託の決済の効率性と安全性を確保し、投資信託市場の発展に資することを目的とする。

3. 投信振替制度のメリット

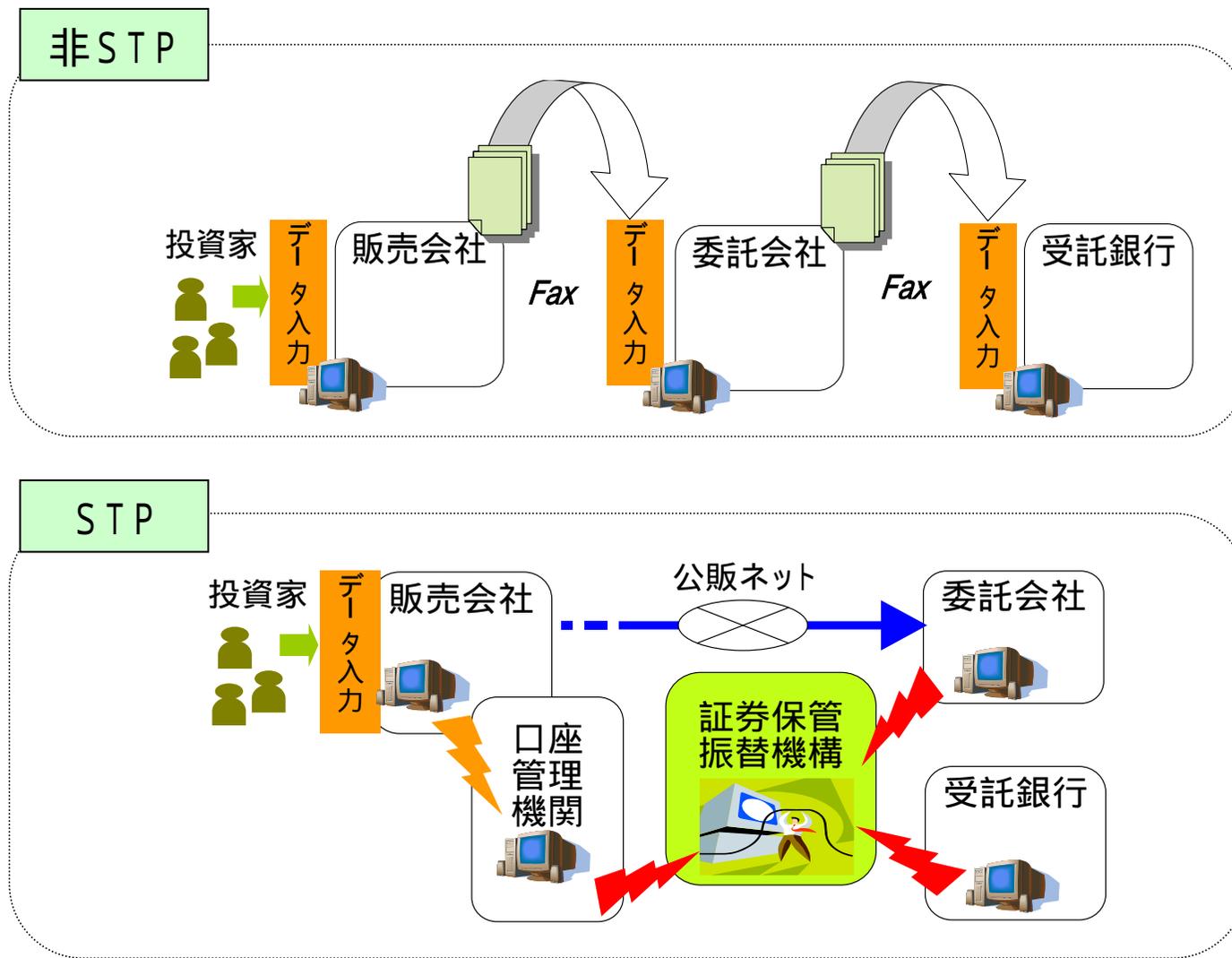


4. 受益証券のペーパーレス化



5. 投信STPについて

STP: 証券取引の約定から決済に至る一連の作業が、標準化されたメッセージ・フォーマットを用いて電子的に行われ、一度入力されたデータが、人手による加工を経ることなくシームレスに処理されること



6. 投信DVPについて

1. DVPの目的

投信振替制度におけるDVP決済の実現により、おもに以下の効果が期待される。

- 1) 販売会社により設定資金が支払われない限り、振替投資信託受益権の権利は発生しない
- 2) 委託会社・受託銀行により解約代金が支払われない限り、振替投資信託受益権の権利は消滅しない
- 3) 資金の支払いと振替投資信託受益権の権利の振替がいずれもファイナルである

2. DVPの対象

投信振替制度では、市場慣行としてDVPの選択が可能となる取引条件は、投信小委員会・4社作業部会殿による「投信小委員会報告」において「新制度移行当初という前提で、以下の(1)(2)(3)が同時に満たされる場合」と整理された。投信小委員会では、整理された条件を踏まえ、具体的な基準について引き続き検討し、その結果を広く説明していくことなどを通じて、市場慣行の形成に繋げていくこととしている。

(1)	対象ファンドと取引種別	投信振替制度対象ファンドにおける当初設定、もしくは日々決算型ファンドの設定・解約であること。
(2)	決済の単位	資金の払込単位と新規記録単位が同一であること。
(3)	対象金額	設定、解約ともに50億円以上であること。(注)

(注) 報告書では償還についても記述されているが、その後の販社・委託意見交換会における償還DVPスキーム検討の結果、償還DVPは「継続検討」の扱いとした。

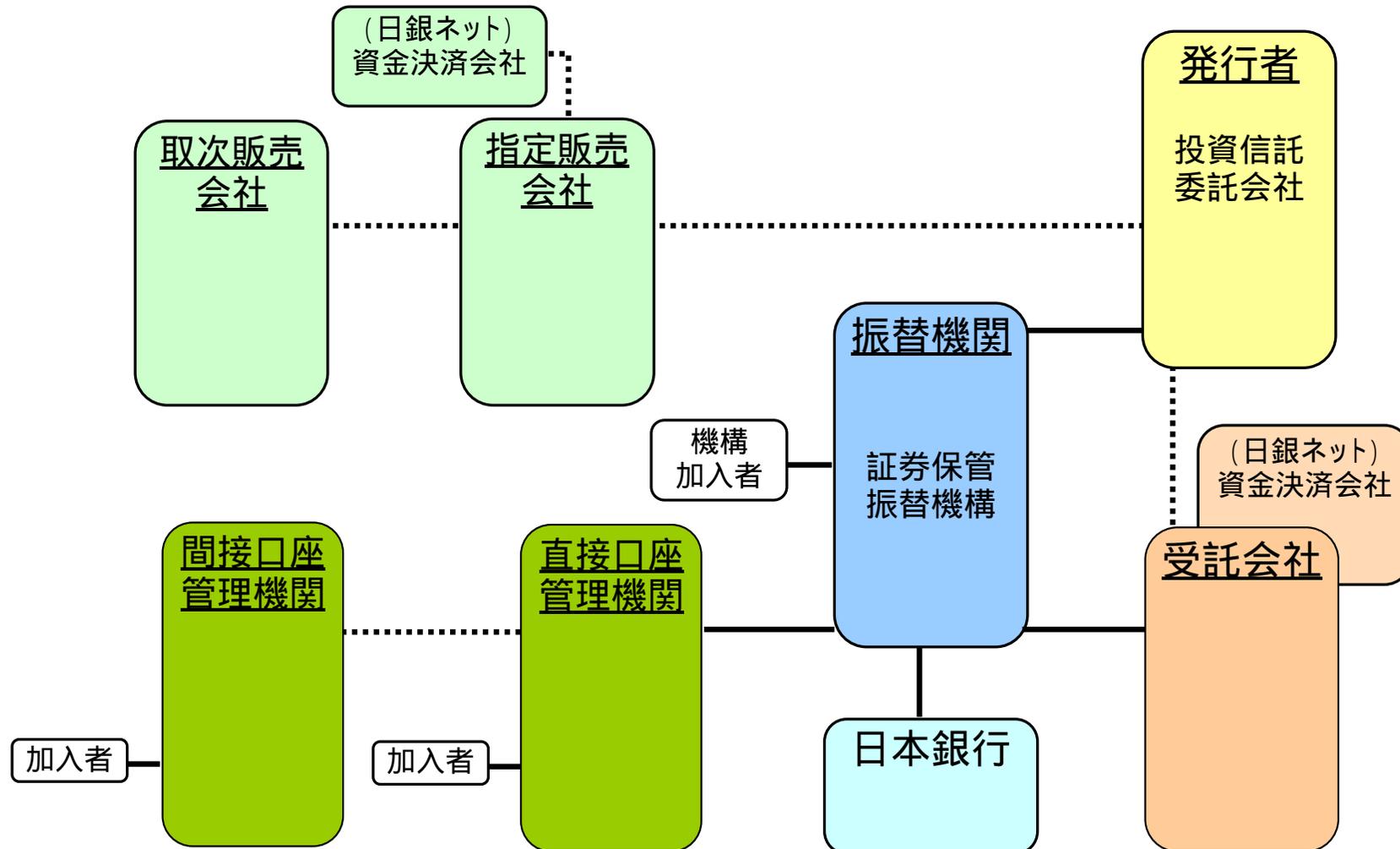
3. 投信DVPの基本要件

- (1) DVP決済の資金決済は日本銀行金融ネットワークシステム(日銀ネット)を利用する。さらに、日銀ネットと証券保管振替機構のシステムを接続し連携を図ることにより即時ファイナリティを確保する。
- (2) 決済において必須となる照合は、DVP決済においては証券保管振替機構の決済照合機能を利用する。
- (3) DVPの類型はグロス-グロス型DVPとする。

7. 取扱対象となる受益権

- 「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定する投資信託で、かつ発行者の同意を得た受益権を取り扱う。
 - 振替投資信託受益権の範囲は、当初は委託者指図型投資信託とする。
 - ✓ 外国投資信託(外国において外国の法令に基づいて設定された信託で、投資信託に類するもの)は、当面の間、取り扱わない。
 - ✓ 委託者非指図型の取り扱いについては、必要であれば再検討を実施する。
 - 私募投信については、発行者からの同意に従って、取り扱いの対象とする。
 - 契約において併合又は分割の定めのある受益権は、平成16年6月9日に「社債、株式等の振替に関する法律」が公布されたことから、政省令の内容を踏まえ、別途取扱いを検討する。
- 機構が取り扱う振替投資信託受益権は、以下の条件を満たすこととする。
 - 最低発行単位の口数は1口であること。
 - 当初設定時の最低発行単位の口数当たりの金額は、1円以上でかつ1円の整数倍であること。

8. 制度参加者の概要



9 . 制度参加の形態(1)

参加形態	おもな役割・内容	具体的な参加者
振替機関	振替口座簿の集中管理機関	証券保管振替機構
口座管理機関	振替口座簿の仲介管理機関	証券会社・ 銀行など
直接口座管理機関	機構から口座の開設を受けた者	
間接口座管理機関	口座管理機関から口座の開設を受けた者	
加入者	機構または口座管理機関から口座の開設を受けた者 受益権の権利を取得する者	投資家など
機構加入者	機構から口座の開設を受けた者	

10 . 制度参加の形態(2)

参加形態	おもな役割・内容	具体的な参加者
<p>販売会社</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定販売会社 取次販売会社 	<p>受益権の募集・売出しの取扱い等</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行者との契約に基づき業務を行う者 指定販売会社との契約に基づき業務を行う者 	<p>証券会社・銀行など</p>
<p>発行者</p>	<p>運用の指図、受益権の発行</p>	<p>投資信託委託会社</p>
<p>受託会社</p>	<p>信託財産管理</p>	<p>受託銀行</p>
<p>資金決済会社</p> <ul style="list-style-type: none"> 日銀ネット資金決済会社 	<p>加入者または発行者のために資金決済を行う金融機関</p> <ul style="list-style-type: none"> DVP決済に伴う資金決済を日銀ネットを利用して行う金融機関 	<p>市中銀行 (発行者のための資金決済会社は通常受託銀行となる)</p>

11 . 販売会社と口座管理機関の役割(1)

1. 現在の役割

4社作業部会報告書より抜粋

販売会社

投資信託委託業者は信託約款に基づき、投資信託の受益証券の募集・売出しの取扱い等の業務を行わせる販売会社を指定する。

当該契約会社は「指定証券会社」または「指定登録金融機関」と呼ばれ、契約に基づき以下の業務を行う。

口座管理機関

口座管理機関とは、社債等振替法及び振替機関の業務規程の定めるところにより、他の者のために社債等の振替を行なうための口座を開設することができる。但し、この場合、あらかじめ振替機関又は振替機関に係る他の口座管理機関から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。尚、口座管理機関となることができる者の範囲は社振法第44条第1項に規定され、基本的には、各業法上、有価証券の保護預り業務を行うことができる者とされている。(各業法において、口座管理機関としての振替業が付随業務等として規定されていること。例：証取法第34条第1項1の2号)

	販売会社	口座管理機関
業務	受益証券の募集及び売買の取扱 収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いの取扱 受益証券の保護預り 信託の一部解約請求の受付(投信委託業者への取次) 受益証券の買取り及び買取受益証券の一部解約の支払いの取扱 目論見書の交付 運用報告書の交付の取扱 収益分配金の再投資 所得税及び地方税の源泉徴収 取引報告書、残高照合書、計算書、預り証(取引報告書)等の交付	口座管理機関としての振替業(社振法第45条第1項) *振替業とは、社振法及び振替機関の業務規程の定めるところであるが、一般的には「他人の権利について、その所在、移転の管理」 振替口座簿の備置(社振法第45条第2項)
その他		加入者保護信託への負担金の支払(社振法第62条第1項)

12 . 販売会社と口座管理機関の役割(2)

2. 投信基本モデルの前提

4社作業部会報告書より抜粋

論点

「現在、販売会社が行っている業務を口座管理機関は行えるのかなど、販売会社と口座管理機関の整理が必要である。」
口座管理機関の行う業務は、受益証券の占有を有するか否かの相違はあるものの、経済実態の点からは保護預り業務(販売会社が行っている前頁の業務)と類似するものと認識できる。他方、販売会社にとって、以外の業務は、投資信託委託会社の代理事務であるが、現状におけるこれら業務は、の業務と密接に関連している。上記認識にたった場合、両者の関係は以下に整理できる。

	内容	必要条件
A案	販売会社が口数管理を継続。口座管理機関はブッキングのみ行う。	<ul style="list-style-type: none">振替口座簿の振替後も販売会社が口数を管理し、委託会社との連携を行うことが必要。口座管理機関は、決められた販売会社への連携を行うことが必要。
B案	口座管理機関が口数管理、ブッキングともに行う。(販売会社は投信の販売のみ行う)	<ul style="list-style-type: none">振替機関の業務規程にこれら一連業務を規定することが必要。口座管理機関が直接委託会社と口数、課税情報等のやりとりが行えるような契約およびインフラが必要。

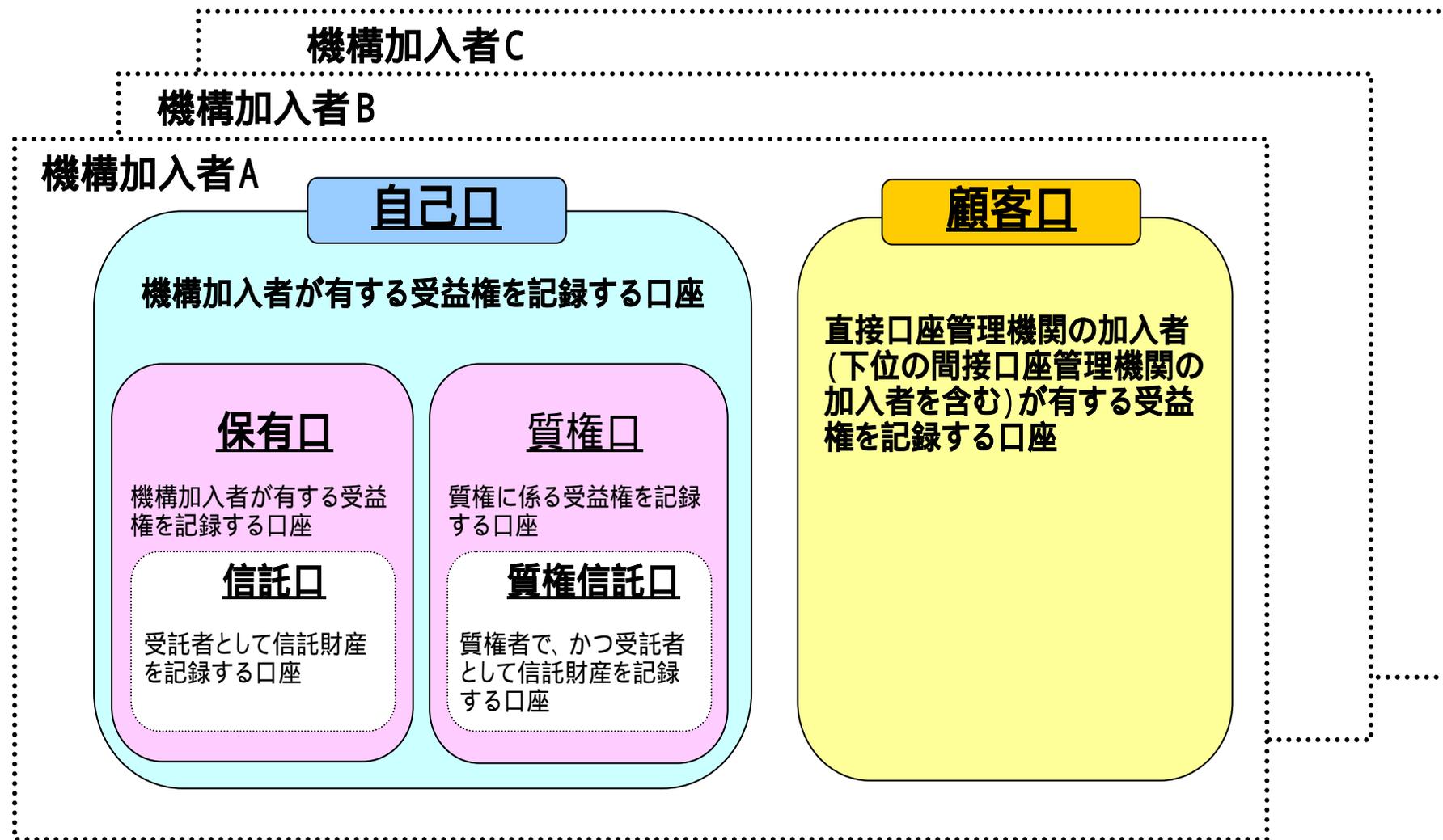
現行の投信制度(委託会社の契約による販売会社制度)を保ちつつも、振替制度にも対応可能なスキームという観点からはA案が妥当な整理と考える。従って、この場合の必要条件をどのような形で実務に反映させていくかが、論点となる。



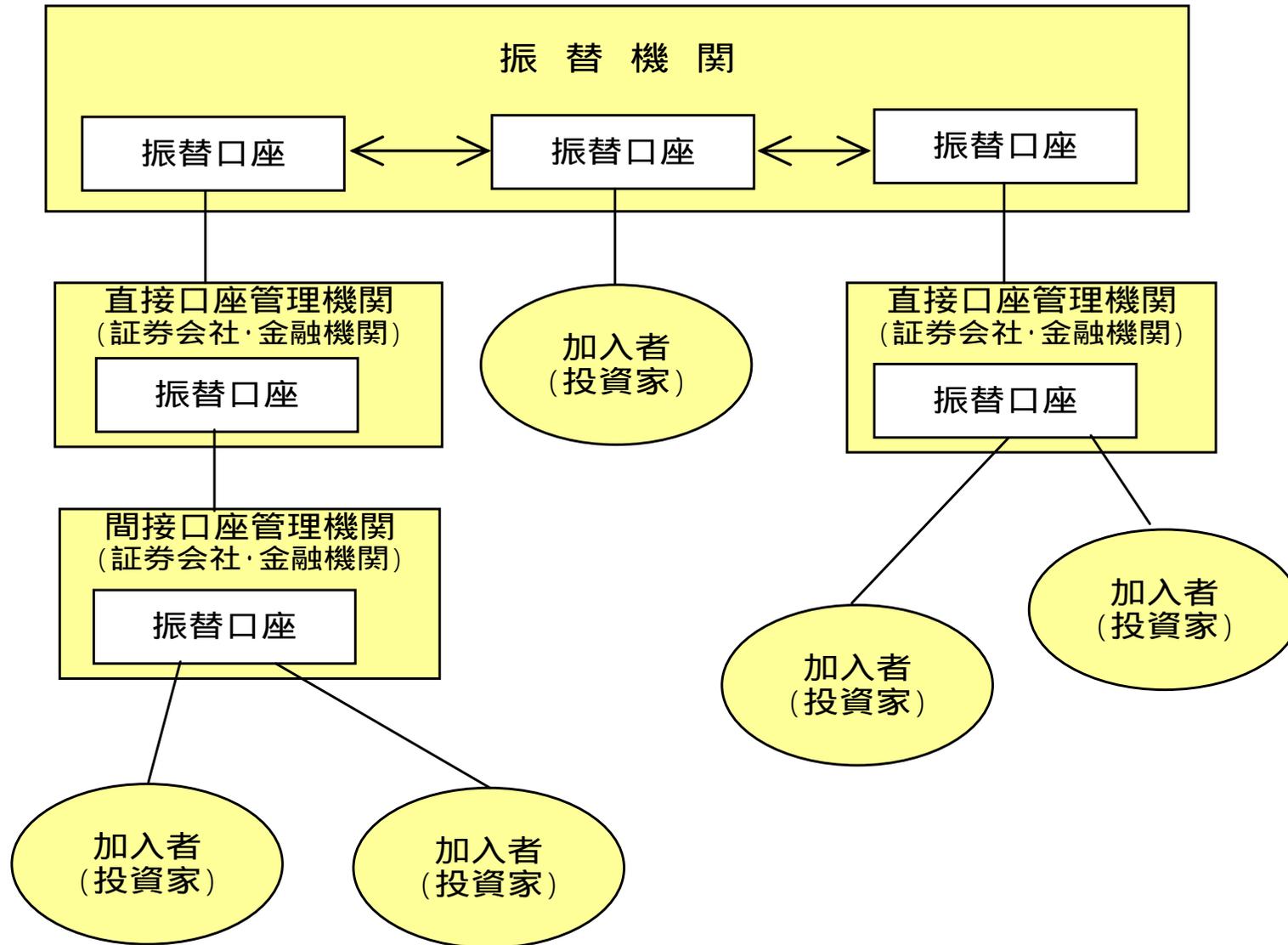
投信基本モデルの検討では、上記整理を受けて「A案」を前提とした。

13 . 振替口座簿の口座区分

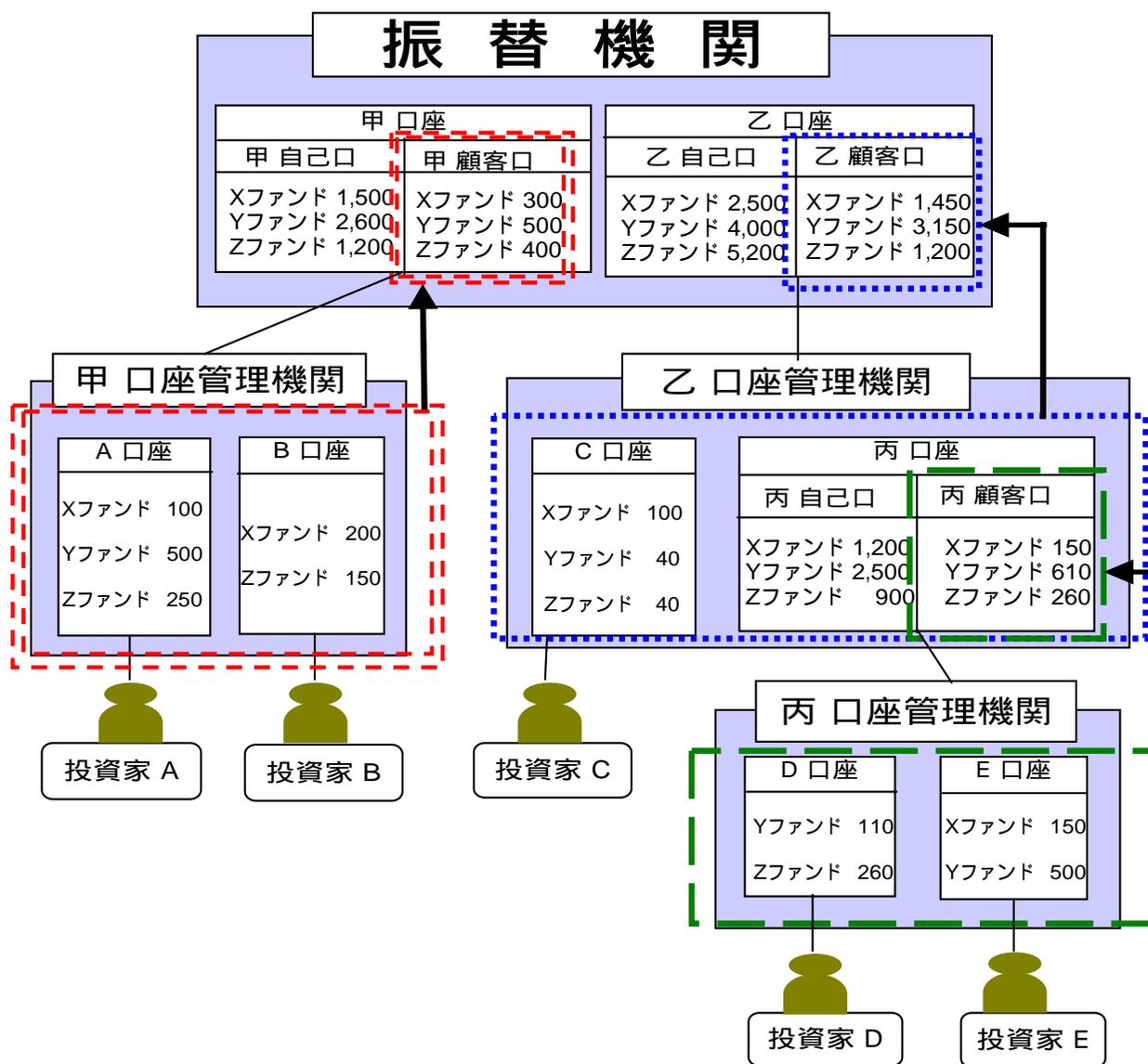
機構が開設する振替口座簿は、機構加入者の口座ごとに区分する。



14 . 制度が想定する多層構造



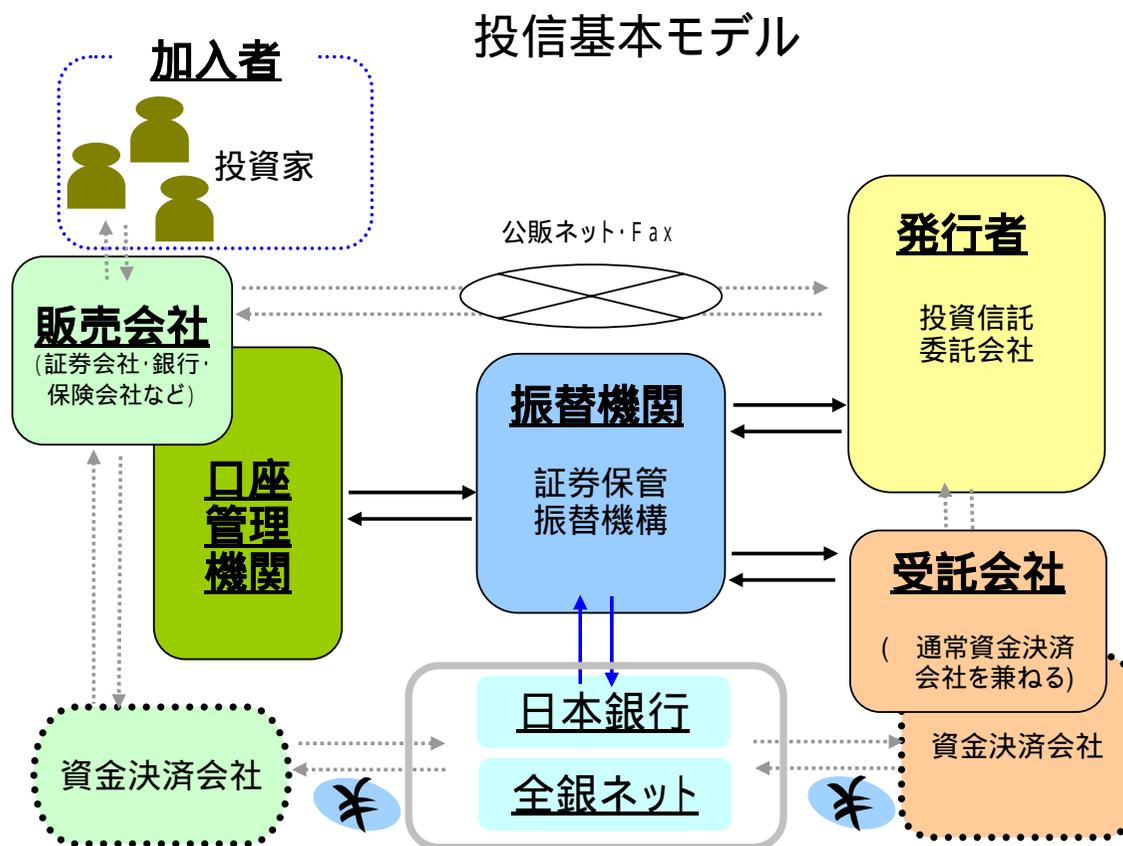
15 . 振替口座簿の構造



16 . 投信基本モデル

「投信基本モデル」は、投信振替制度における実務の全体モデルの中核部分を構成し、その中核部分においてSTP実現のために主要な前提条件を明確にすることにより、議論の範囲をミニマムにすることを目的とした理論上の最小構成単位モデルである。

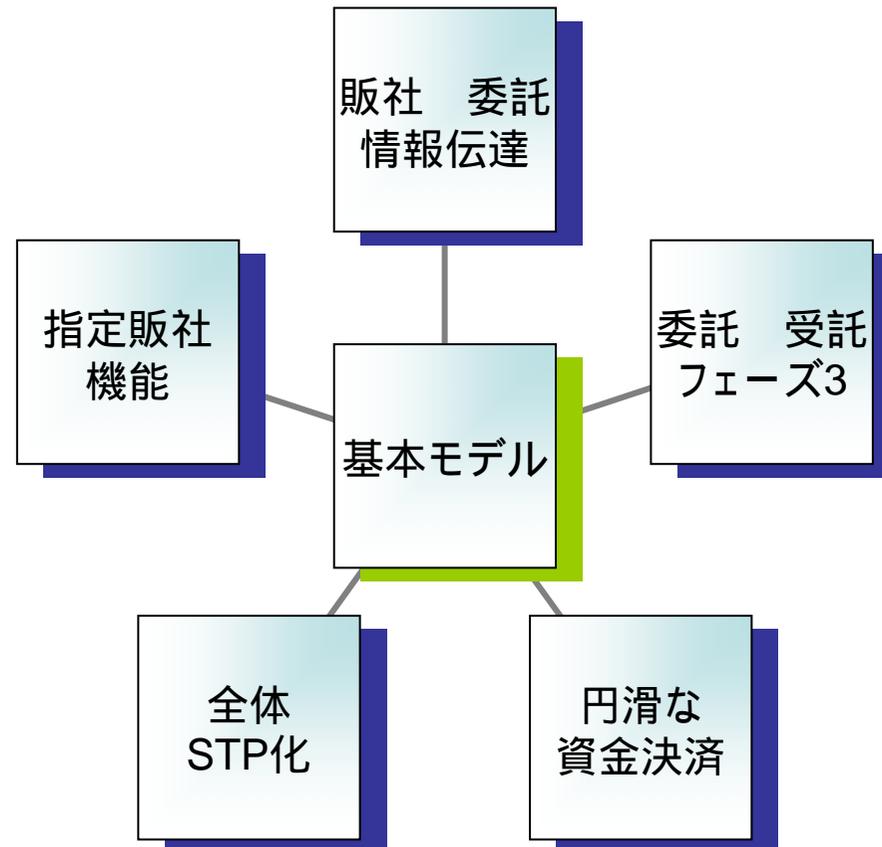
たとえば投信基本モデルにおいて、その階層構造は原則として「指定販売会社兼直接口座管理機関」の2層構造を想定する。さらに複雑な階層構造をもつパターンを検討など、議論の応用については「投信拡張モデル」と位置づける。



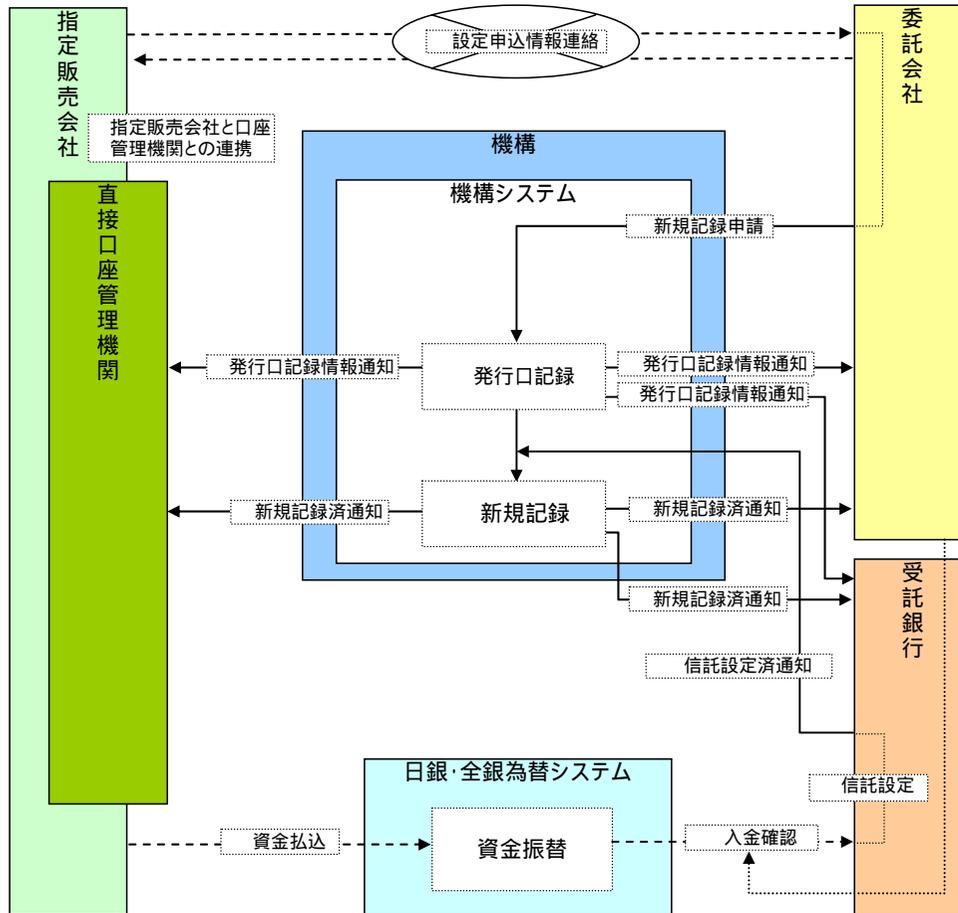
おもな要件

- 1) 指定販売会社は、直接口座管理機関を兼業している。
- 2) 販売会社部門と口座管理機関部門は、社内で円滑に情報連携している。
- 3) 指定販売会社は、基本的に公販ネットワークを導入している。
- 4) 指定販売会社は、資金決済の手段として全銀ネット、日銀ネットのいずれも円滑に利用することが可能である。

17 . 投信基本モデルが配慮した点



19. 新規記録(設定)/非DVP

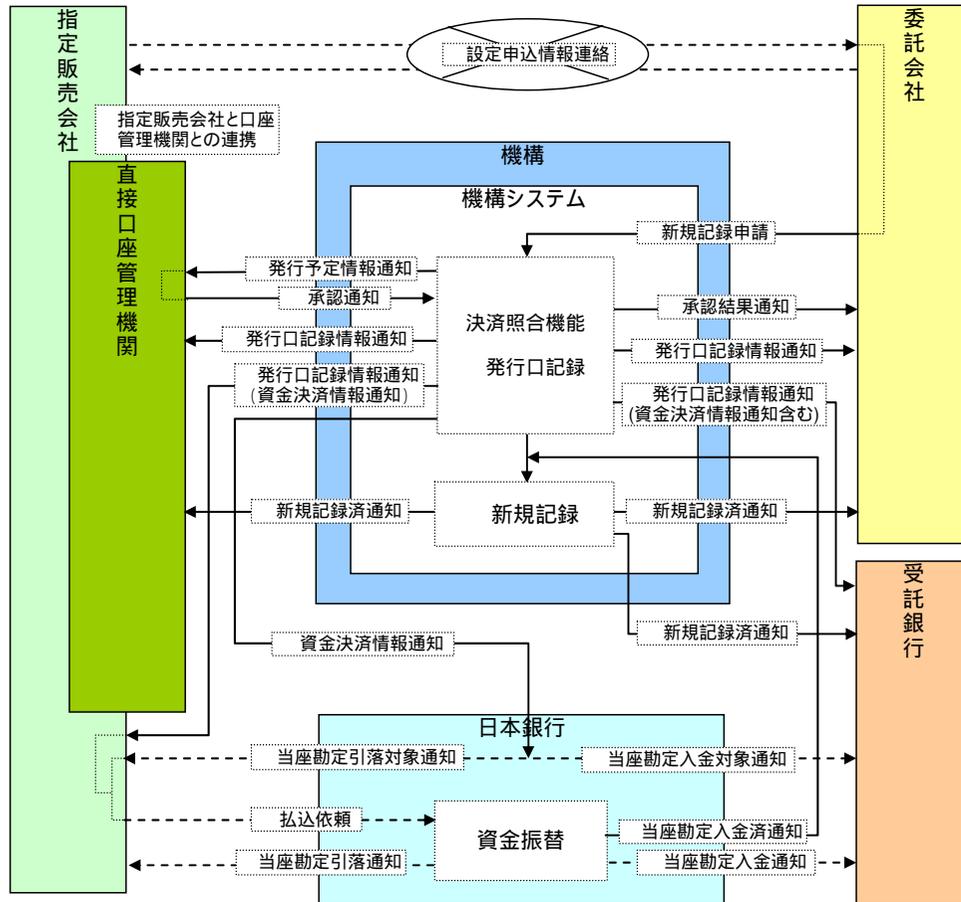


時点	No.	タスク	情報の流れ	処理方法	情報単位
T	~ 15:00	設定注文受付締切	顧客 → 指定販売会社	電話・インターネット	顧客>ファンド
	16:00頃	概算連絡	指定販売会社 → 委託会社	公販ネット・FAX	ファンド>販社
	18:30頃	基準価額連絡	委託会社 → 指定販売会社	公販ネット・FAX	ファンド>販社
T+1		顧客との約定・決済照合	指定販売会社 → 顧客	電話・FAX等	顧客>ファンド
		取引報告書の交付	指定販売会社 → 顧客	書面	顧客>ファンド
	~ 9:30	設定申込情報連絡	指定販売会社 → 委託会社	公販ネット・FAX	ファンド>販社>区分口座
	~ 12:00	新規記録申請	委託会社 → 機構	機構システム	ファンド>販社>区分口座
		指定販売会社と口座管理機関との情報連携	指定販売会社 → 口座管理機関	社内システム等	ファンド>販社>区分口座
		発行口記録	機構	機構システム	ファンド>販社>区分口座
		発行口記録情報通知	機構 → 口座管理機関	機構システム	ファンド>販社>区分口座
		発行口記録情報通知	機構 → 委託会社	機構システム	ファンド>販社>区分口座
		発行口記録情報通知	機構 → 受託銀行	機構システム	ファンド>販社>区分口座
	~ 12:30	資金払込	指定販売会社 (資金決済会社) → 受託銀行 (1)	日銀・全銀為替システム	ファンド>販社
~ 15:00	入金確認	委託会社 (2)	日銀・全銀為替システム	ファンド>販社	
~ 15:30	信託設定	受託銀行	社内システム	ファンド>販社>区分口座	
~ 16:00	信託設定済通知	受託銀行 → 機構	機構システム	ファンド>販社>区分口座	
	新規記録	機構	機構システム	ファンド>販社>区分口座	
	新規記録済通知	機構 → 口座管理機関	機構システム	ファンド>販社>区分口座	
	新規記録済通知	機構 → 委託会社	機構システム	ファンド>販社>区分口座	
	新規記録済通知	機構 → 受託銀行	機構システム	ファンド>販社>区分口座	

(1) 詳細については、別途、検討中
 (2) 委託会社が確認を行うことで別途、検討中。

(注) 指定販売会社が資金決済会社を兼ねていることとする。

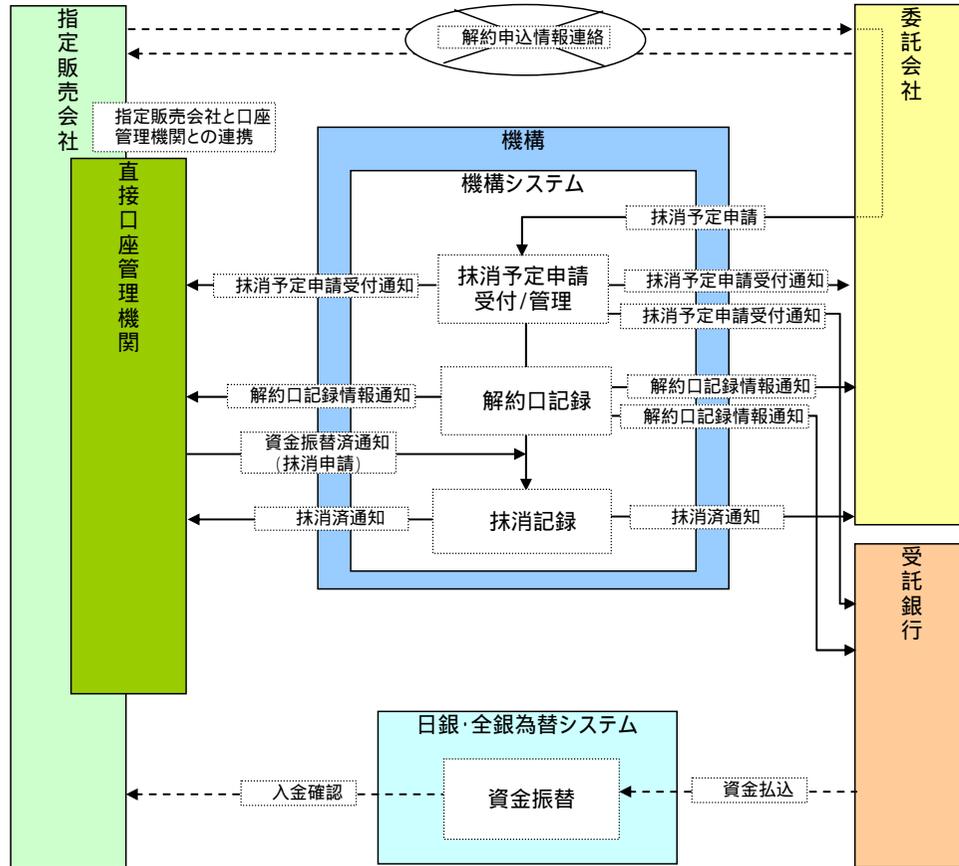
20. 新規記録(設定)/DVP



時点	No	タスク	情報の流れ	処理方法	情報単位	
T	~ 15:00	設定注文受付締切	顧客	指定販売会社	電話・インターネット	顧客>ファンド
	16:00頃	概算連絡	指定販売会社	委託会社	公販ネット・FAX	ファンド>販売
	18:30頃	基準価額連絡	委託会社	指定販売会社	公販ネット・FAX	ファンド>販売
T+1		顧客との約定・決済照合	指定販売会社	顧客	電話・FAX等	顧客>ファンド
		取引報告書の交付	指定販売会社	顧客	書面	顧客>ファンド
	~ 9:30	設定申込情報連絡	指定販売会社	委託会社	公販ネット・FAX	ファンド>販売>区分口座
	~ 11:00	新規記録申請	委託会社	機構	機構システム	ファンド>販売>区分口座
		指定販売会社と口座管理機関との情報連携	指定販売会社	口座管理機関	社内システム等	ファンド>販売>区分口座
		発行予定情報通知	機構	口座管理機関	機構システム	ファンド>販売>区分口座
	~ 12:00	承認通知	口座管理機関	機構	機構システム	ファンド>販売>区分口座
		承認結果通知	機構	委託会社	機構システム	ファンド>販売>区分口座
		発行口記録	機構	機構	機構システム	ファンド>販売>区分口座
		発行口記録情報通知	機構	口座管理機関	機構システム	ファンド>販売>区分口座
		発行口記録情報通知	機構	委託会社	機構システム	ファンド>販売>区分口座
		発行口記録情報通知 (資金決済情報通知含む)	指定販売会社	指定販売会社 (日銀ネット資金決済会社)	機構システム	ファンド>販売>区分口座
		資金決済情報通知	機構	受託銀行	機構システム	ファンド>販売>区分口座
		当座勘定引落対象通知	日本銀行	指定販売会社 (日銀ネット資金決済会社)	日銀ネット	ファンド>販売>区分口座
		当座勘定入金対象通知	日本銀行	受託銀行	日銀ネット	ファンド>販売>区分口座
	~ 15:00	払込依頼	指定販売会社 (日銀ネット資金決済会社)	日本銀行	日銀ネット	ファンド>販売>区分口座
		当座勘定引落通知	日本銀行	指定販売会社 (日銀ネット資金決済会社)	日銀ネット	ファンド>販売>区分口座
		当座勘定入金通知	日本銀行	受託銀行	日銀ネット	ファンド>販売>区分口座
	当座勘定入金通知	日本銀行	機構	機構システム	ファンド>販売>区分口座	
	新規記録	機構	機構	機構システム	ファンド>販売>区分口座	
	新規記録済通知	機構	口座管理機関	機構システム	ファンド>販売>区分口座	
		機構	委託会社	機構システム	ファンド>販売>区分口座	
		機構	受託銀行	機構システム	ファンド>販売>区分口座	

(注) 指定販売会社が日銀ネット資金決済会社を兼ねていることとする。

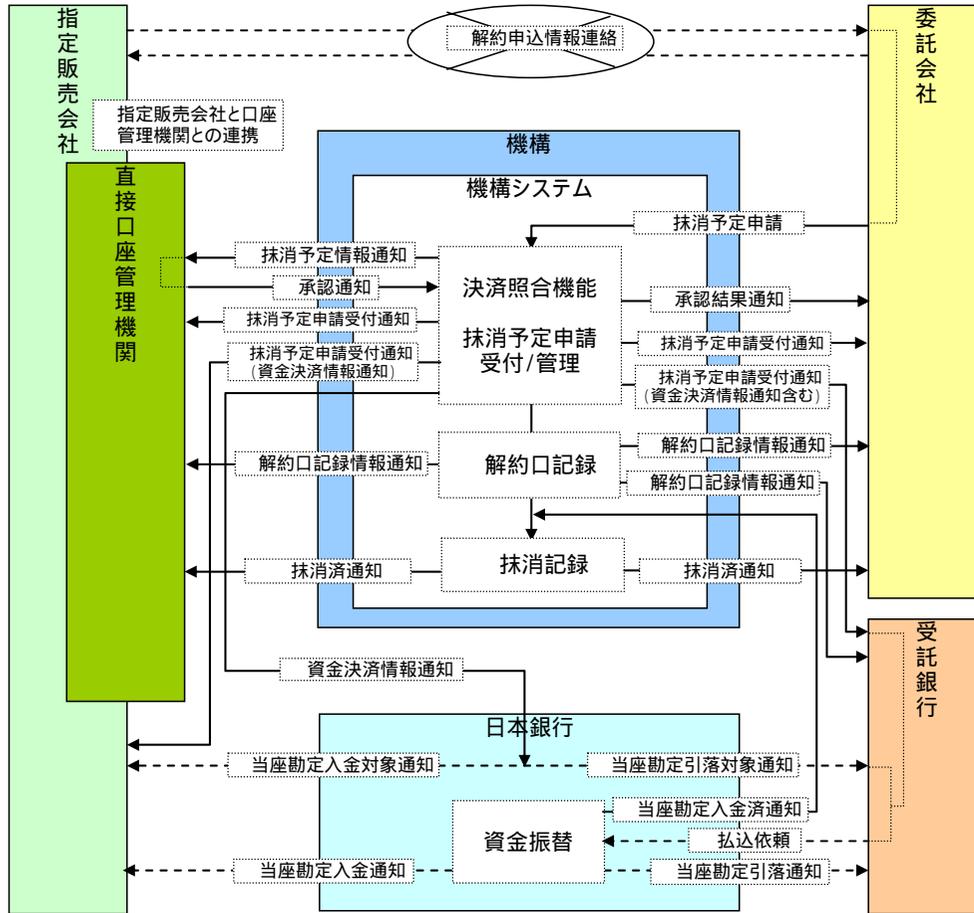
21. 抹消(解約)/非DVP



時点	No	タスク	情報の流れ	処理方法	情報単位
T	~ 15:00	解約注文受付締切	顧客 → 指定販売会社	電話・インターネット	顧客>ファンド
	16:00頃	概算連絡	指定販売会社 → 委託会社	公販ネット・FAX	ファンド>販社
	18:30頃	基準価額連絡	委託会社 → 指定販売会社	公販ネット・FAX	ファンド>販社
T+1		顧客との約定・決済照合	指定販売会社 → 顧客	電話・FAX等	顧客>ファンド
		取引報告書の交付	指定販売会社 → 顧客	書面	顧客>ファンド
	~ 9:30	解約申込情報連絡	指定販売会社 → 委託会社	公販ネット・FAX	ファンド>販社>区分口座
	~ 12:00	抹消予定申請	委託会社 → 機構	機構システム	ファンド>販社>区分口座
		指定販売会社と口座管理機関との情報連携	指定販売会社 → 口座管理機関	社内システム等	ファンド>販社>区分口座
		抹消予定申請受付通知	機構 → 口座管理機関	機構システム	ファンド>販社>区分口座
T+2	夜間バッチ	解約口記録	機構 → 機構	機構システム	ファンド>販社>区分口座
	9:00(夜間バッチで生成)	解約口記録情報通知	機構 → 口座管理機関	機構システム	ファンド>販社>区分口座
		解約口記録情報通知	機構 → 委託会社	機構システム	ファンド>販社>区分口座
T+3	~ 12:30	資金払込	受託銀行 → 指定販売会社(資金決済会社)	日銀・全銀為替システム	ファンド>販社
	~ 15:00	入金確認	指定販売会社(資金決済会社)	日銀・全銀為替システム	ファンド>販社
	~ 15:30	資金振替済通知(抹消申請)	口座管理機関 → 機構	機構システム	ファンド>販社>区分口座
	~ 16:00	抹消記録	機構 → 機構	機構システム	ファンド>販社>区分口座
		抹消済通知	機構 → 口座管理機関	機構システム	ファンド>販社>区分口座
		機構 → 委託会社	機構システム	ファンド>販社>区分口座	

(注) 指定販売会社が資金決済会社を兼ねていることとする。

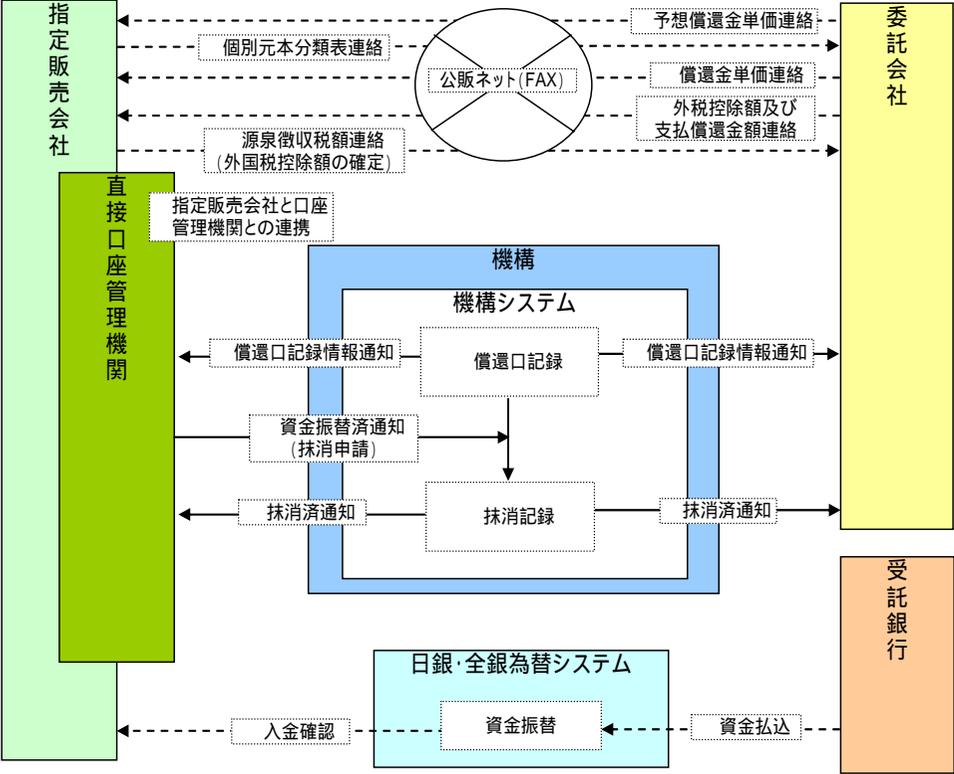
22. 抹消(解約)/DVP



時点	No.	タスク	情報の流れ	処理方法	情報単位
T	~ 15:00	解約注文受付締切	顧客 指定販売会社	電話・インターネット	顧客>ファクト
	16:00頃	概算連絡	指定販売会社 委託会社	公銀ネット・FAX	ファクト>販売
	18:30頃	基準価額連絡	委託会社 指定販売会社	公銀ネット・FAX	ファクト>販売
T+1		顧客との約定・決済照合	指定販売会社 顧客	電話・FAX等	顧客>ファクト
		取引報告書の交付	指定販売会社 顧客	書面	顧客>ファクト
	~ 9:30	解約申込情報連絡	指定販売会社 委託会社	公銀ネット・FAX	ファクト>販売>区分口座
	~ 11:00	抹消予定申請	委託会社 機構	機構システム	ファクト>販売>区分口座
		指定販売会社と口座管理機関との情報連携	指定販売会社 口座管理機関	社内システム等	ファクト>販売>区分口座
		抹消予定情報通知	機構 口座管理機関	機構システム	ファクト>販売>区分口座
		承認通知	口座管理機関 機構	機構システム	ファクト>販売>区分口座
		承認結果通知	機構 委託会社	機構システム	ファクト>販売>区分口座
		抹消予定申請受付通知	機構 口座管理機関	機構システム	ファクト>販売>区分口座
		抹消予定申請受付通知 (資金決済情報通知含む)	機構 委託会社	機構システム	ファクト>販売>区分口座
		抹消予定申請受付通知 (日銀ネット資金決済会社)	指定販売会社 機構システム	ファクト>販売>区分口座	
		受託銀行	機構システム	ファクト>販売>区分口座	
T+2	夜間バッチ	解約口記録	機構	機構システム	ファクト>販売>区分口座
T+3	9:00(は夜間バッチで生成)	解約口記録情報通知	機構 口座管理機関	機構システム	ファクト>販売>区分口座
			機構 委託会社	機構システム	ファクト>販売>区分口座
			機構 受託銀行	機構システム	ファクト>販売>区分口座
		資金決済情報通知	機構 日本銀行	機構システム	ファクト>販売>区分口座
		当座勘定入金対象通知	日本銀行 指定販売会社 (日銀ネット資金決済会社)	日銀ネット	ファクト>販売>区分口座
		当座勘定引落対象通知	日本銀行 受託銀行	日銀ネット	ファクト>販売>区分口座
		払込依頼	受託銀行 日本銀行	日銀ネット	ファクト>販売>区分口座
		当座勘定引落通知	日本銀行 受託銀行	日銀ネット	ファクト>販売>区分口座
		当座勘定入金通知	日本銀行 指定販売会社 (日銀ネット資金決済会社)	日銀ネット	ファクト>販売>区分口座
		当座勘定入金済通知	日本銀行 機構	機構システム	ファクト>販売>区分口座
	抹消記録	機構	機構システム	ファクト>販売>区分口座	
	抹消済通知	機構 口座管理機関	機構システム	ファクト>販売>区分口座	
		機構 委託会社	機構システム	ファクト>販売>区分口座	

(注) 指定販売会社が日銀ネット資金決済会社を兼ねていることとする。

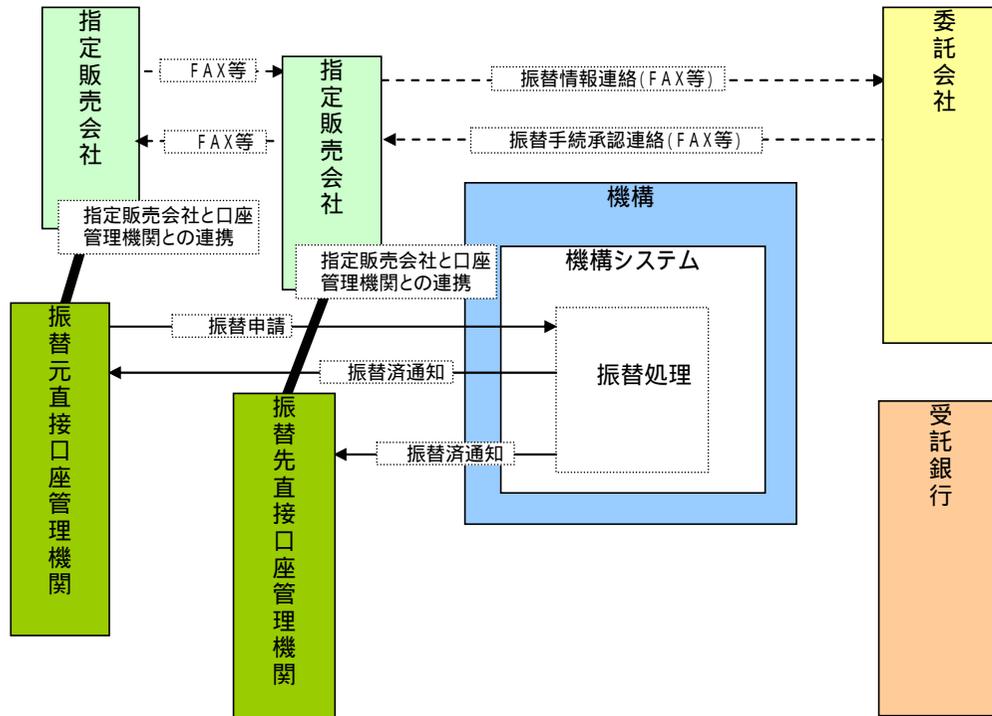
23. 抹消(償還)/非DVP



時点	No	タスク	情報の流れ	処理方法	情報単位
S-1	19:00頃	予想償還金単価連絡	委託会社 → 指定販売会社	公販ネット・FAX	ファンド>販社
S	11:00	個別元本分類表連絡	指定販売会社 → 委託会社	公販ネット・FAX	ファンド>販社
	18:00	償還金単価連絡	委託会社 → 指定販売会社	公販ネット・FAX	ファンド>販社
	19:00	外税控除額、支払償還金額連絡	委託会社 → 指定販売会社	公販ネット・FAX	ファンド>販社
	19:00	指定販売会社と口座管理機関との連携	指定販売会社 → 口座管理機関	社内システム等	ファンド>販社
夜間バッチ		償還口への記録	機構	機構システム	ファンド>口座管理機関>区分口座
S+1	9:00 (夜間バッチにて生成)	償還口記録情報通知	機構 → 口座管理機関	機構システム	ファンド>口座管理機関>区分口座
	9:00 (夜間バッチにて生成)	償還口記録情報通知	機構 → 委託会社	機構システム	ファンド>口座管理機関>区分口座
	~ 11:00	源泉徴収税額連絡 (外国税控除額の確定)	指定販売会社 → 委託会社	公販ネット・FAX	ファンド>販社
	12:30	資金払込	受託銀行 → 指定販売会社 (資金決済会社)	日銀・全銀為替システム	ファンド>販社
	14:30	入金確認	指定販売会社 (資金決済会社)	日銀・全銀為替システム	ファンド>販社
	15:30 (17:00)	振替口座簿抹消記録	口座管理機関	社内システム等	ファンド>口座管理機関>区分口座
	16:00	資金振替済通知 (抹消申請)	口座管理機関 → 機構	機構システム	ファンド>口座管理機関>区分口座
	抹消記録	機構	機構システム	ファンド>口座管理機関>区分口座	
	抹消済通知	機構 → 口座管理機関	機構システム	ファンド>口座管理機関>区分口座	
	抹消済通知	機構 → 委託会社	機構システム	ファンド>口座管理機関>区分口座	

(注) 指定販売会社が資金決済会社を兼ねていることとする。

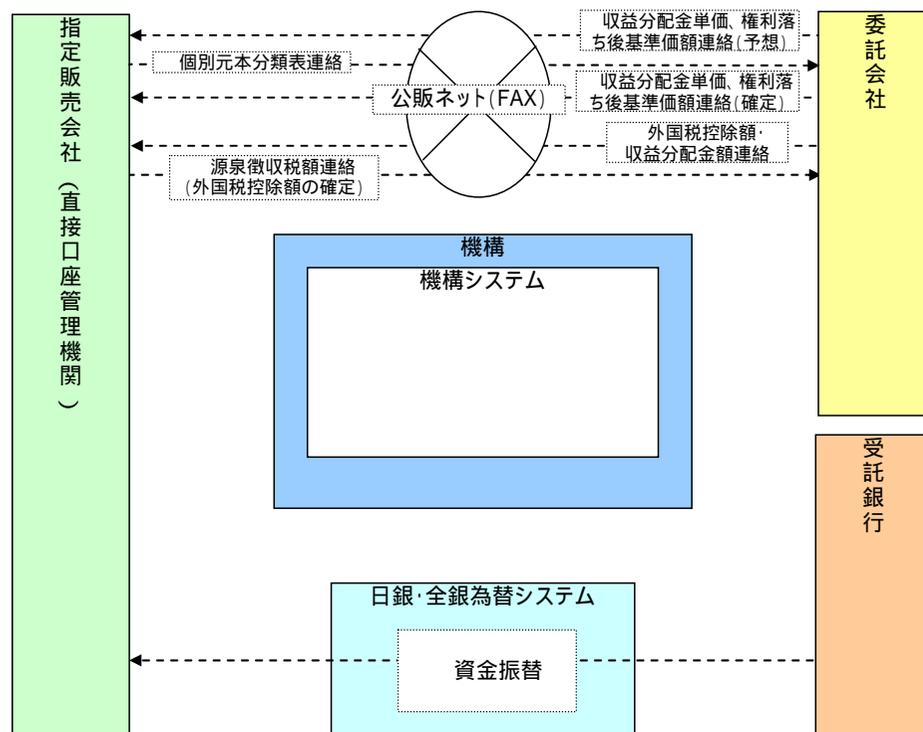
24. 振替(移管) / 非DVP



時点	No	タスク	情報の流れ	処理方法	情報単位	
F		顧客の振替連絡	顧客	振替元指定販売会社	FAX等	顧客>ファント
F+1		振替先への振替連絡	振替元指定販売会社	振替先指定販売会社	FAX等	ファント>販社>区分口座
		委託会社への振替連絡	振替先指定販売会社	委託会社	FAX等	ファント>販社>区分口座
		委託会社からの振替手続承認連絡	委託会社	振替先指定販売会社	FAX等	ファント>販社>区分口座
		振替元への振替手続承認連絡	振替先指定販売会社	振替元指定販売会社	FAX等	ファント>販社>区分口座
F+2		指定販売会社と口座管理機関との連携	指定販売会社 (振替先:振替元)	口座管理機関 (振替先:振替元)	社内システム等	ファント>販社>区分口座
		振替申請	振替元口座管理機関	機構	機構システム	ファント>口座管理機関>区分口座
		振替処理(機構)		機構	機構システム	ファント>口座管理機関>区分口座
		振替済通知	機構	振替先口座管理機関	機構システム	ファント>口座管理機関>区分口座
			機構	振替元口座管理機関	機構システム	ファント>口座管理機関>区分口座

25. 収益分配金

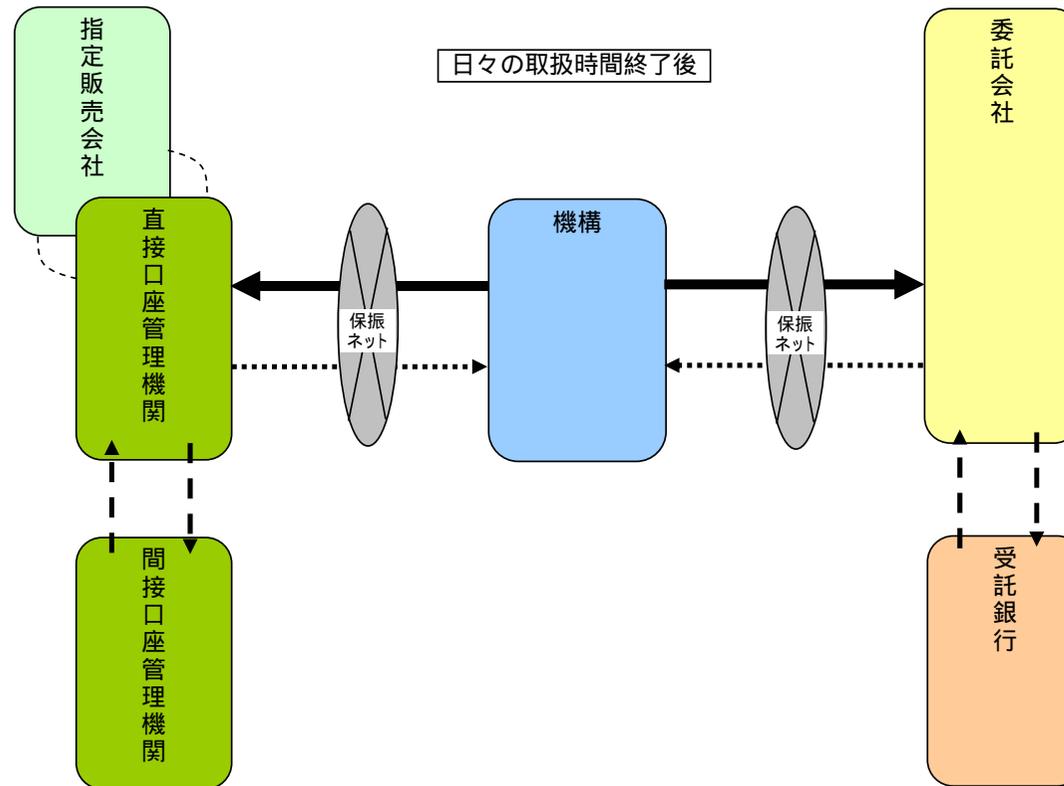
振替投資信託受益権が指定販売会社 (=口座管理機関) に記録されている場合



時点	No	タスク	情報の流れ	処理方法	情報単位
K-1	19:00頃	収益分配金単価、権利落ち後基準価額連絡 (予想)	委託会社 → 指定販売会社	公販ネット・FAX	ファンド>販社毎
K	~ 11:00	個別元本分類表連絡	指定販売会社 → 委託会社	公販ネット・FAX	ファンド>販社毎
	~ 18:00	収益分配金単価、権利落ち後基準価額連絡 (確定)	委託会社 → 指定販売会社	公販ネット・FAX	ファンド>販社毎
	~ 19:00	外国税控除額、支払収益分配金額連絡	委託会社 → 指定販売会社	公販ネット・FAX	ファンド>販社毎
K+1	~ 11:00	源泉徴収税額連絡 (外国税控除額の確定)	指定販売会社 → 委託会社	公販ネット・FAX	ファンド>販社毎
	~ 12:00	外国税控除額後の収益分配金支払	受託銀行 → 指定販売会社	日銀ネット・全銀ネット	ファンド>販社毎

(注) 指定販売会社が資金決済会社を兼ねていることとする。

26. 残高確認 (リコンサイル)



日々の取扱時間終了後	機構	機構は、当日の取扱時間終了後、銘柄ごとに直接口座管理機関ごとの振替口座簿の口数、及びそれらを合計した口数を確定する。
	直接口座管理機関	機構は、の確定後に直ちに直接口座管理機関に対して、銘柄ごと、直接口座管理機関ごとの振替口座簿の口数データを通知する。
	委託会社	機構は、の確定後に直ちに委託会社に対して、銘柄ごとの振替口座簿の合計口数データを通知する。
	委託会社	委託会社は、機構から受ける銘柄ごとの振替口座簿の合計口数データに対して、当該委託会社が管理する総発行口数と照合する。
	直接口座管理機関	直接口座管理機関は、機構から受ける銘柄ごと、直接口座管理機関ごとの振替口座簿の口数データのうち、顧客口に対し、当該直接口座管理機関が開設する振替口座簿の残高と照合する。
	委託会社	委託会社は、において口数に相違がある場合には、直ちにその旨を機構に対して連絡する。
	直接口座管理機関	直接口座管理機関は、において口数に相違がある場合には、直ちにその旨を機構に対して連絡する。
	直接口座管理機関	直接口座管理機関は、下位の間接口座管理機関との間で、振替口座簿の口数を照合する。当該間接口座管理機関の下位にさらに間接口座管理機関がある場合にも、双方で同様の照合を行う。
	委託会社	委託会社は、受託銀行との間で総発行口数に係る情報の遣り取りを行う。

においては、解約(抹消)手続き等の申請中の口数等も明示する。

27. 残高通知イメージ

前頁の図()における直接口座管理機関および委託会社への振替口座簿残高の通知イメージは以下のとおり

直接口座管理機関

区分口座	銘柄	振替口座簿口数 (前日残)	振替口座簿口数 (A)	申請中			申請分を加味した口数 (A) - (B) - (C) + (D)
				解約申請(B)	振替申請		
					渡(C)	受(D)	
1234500(自己)	甲ファンド	90	100	10	5	1	86
1234560(顧客)	甲ファンド	150	150	20	6	2	126
1234500(自己)	乙ファンド	250	200	30	7	3	166
1234560(顧客)	乙ファンド	200	250	40	8	4	206
⋮	⋮						
⋮	⋮						
⋮	⋮						

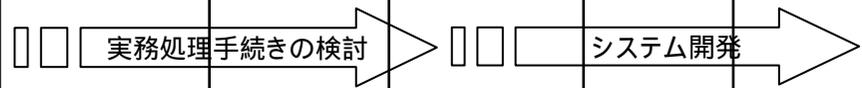
委託会社

銘柄	振替口座簿総口数 (前日残)	振替口座簿総口数 (E)	申請中	申請分を加味した総口数 (E) - (F)
			解約申請(合計)(F)	
甲ファンド	11,000	10,000	500	9,500
乙ファンド	25,000	20,000	1,000	19,000
⋮	⋮	⋮		
⋮	⋮	⋮		

通常、「申請分を加味した総口数」は、各ファンドの計理ベースの総口数と一致する。

資料1 証券決済システム改革の概観

	2001年 (H13年)	2002年 (H14年)	2003年 (H15年)	2004年 (H16年)	2005年 (H17年)	2006年 (H18年)	2007年 (H19年)	2008年 (H20年)	2009年 (H21年)
法 制 その 他 の 動 き		改正保振法施行(4月) 短期社債等振替法施行(4月)	<u>社債等振替法施行</u> (1月) 加入者保護信託 (1月) 改正証取法施行 (清算機関)(1月)	社債、株式 等振替法公布 (6月)					(株式の ペーパー レス化)
保振全般	CB取 扱(11月)	株式会社化 (6月)	振替機関指定(1月) 株券喪失登録情報 等照合システム (SITRAS)稼動(3月)						
D V P	取引所 DVP (5月)			一般振替 DVP(5月)					
決済照合	稼動: 株式(9月)	CB、非居住者 取引(2月)	国債、先物・OP等 (5月)	振替システ ム連動(5月)	国債レポ・ 現先等、国 債清算機関 対応(2月)	一般債、 CP対応(1月)			
C P			振替制度実施(3月)	サムライ電 子CP(4月)		システム改 善(1月)			
一 般 債			制度要綱策定(6月)			振替制度実施(1月) 既発債の移行	税制措 置終了 (1月)		
投 信				<u>制度要綱策 定(9月)</u>		<u>振替制度実施 (H19年1月)</u> <u>既発受益権の移行</u>	税制措 置終了 (1月)		
株 式 の ペーパ ーレ ス化									振替制 度実施



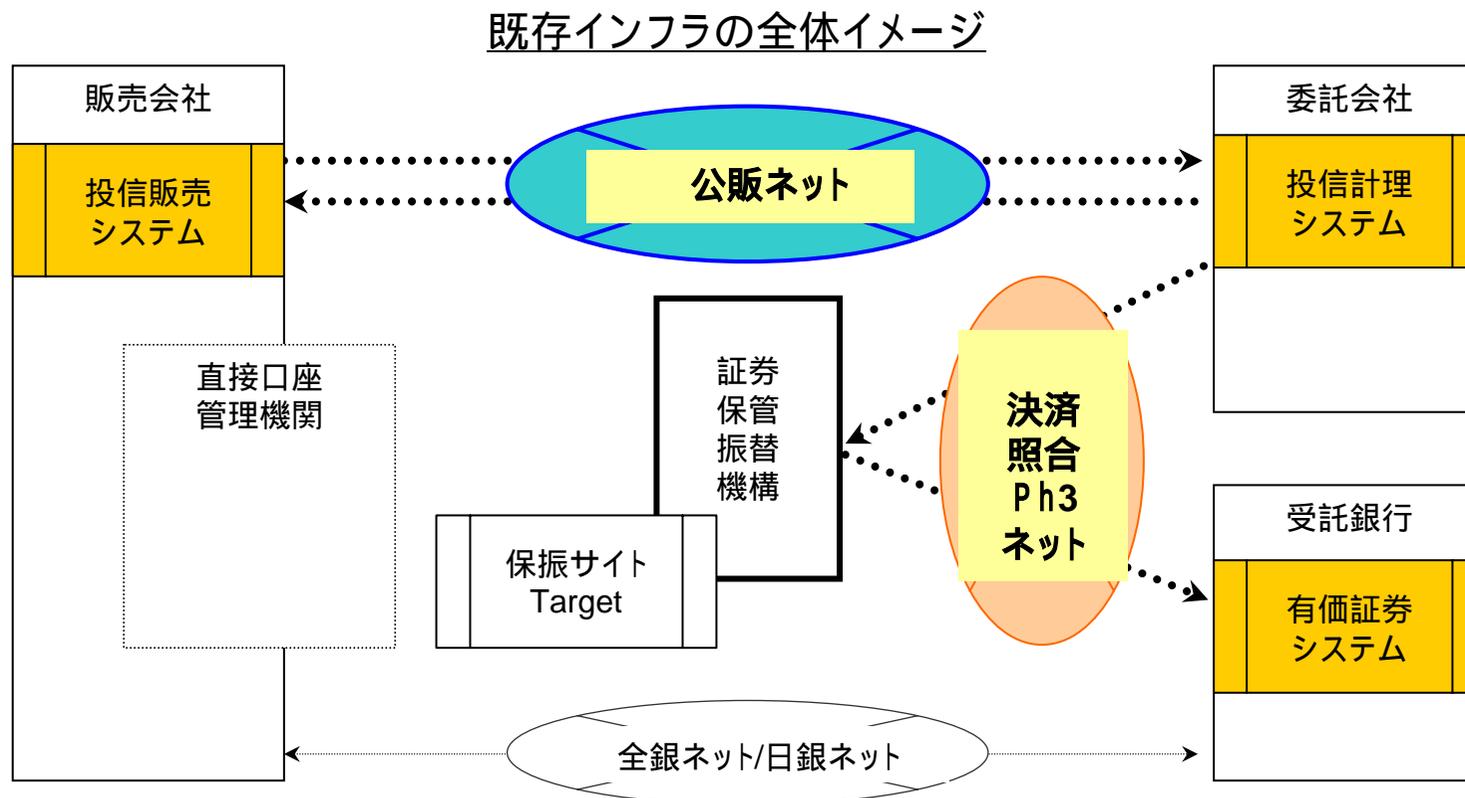
(注) は実施済み又は実施時期が確定しているもの

資料2 現行制度で利用されているコード及びISINコードについて

コード	利用目的	現行利用経路	付番主体	コード変更可能性	付番時期	備考
ファンドコード (4桁～6桁程度)	委託会社管理 (投信計理システム上)	販社 委託 受託	委託会社	有	募集開始日以前	委託会社単位でエーケ
統一ファンドコード (20～23桁)	決済照合システム用	委託 受託	機構	有	当初設定日以前	委託コード + 受託コード + ファンドコード
投信協会コード (8桁)	投信協会統計	委託 協会	委託会社	有	当初設定日以前	私募投信も公募投信と同様の付番体系で付番する可能性がある
	出庫受益証券に関する個別元本管理	販社 委託 協会				
ISINコード (12桁)	・振替制度 ・公示		証券コード協議会	無	募集開始日の前々営業日	

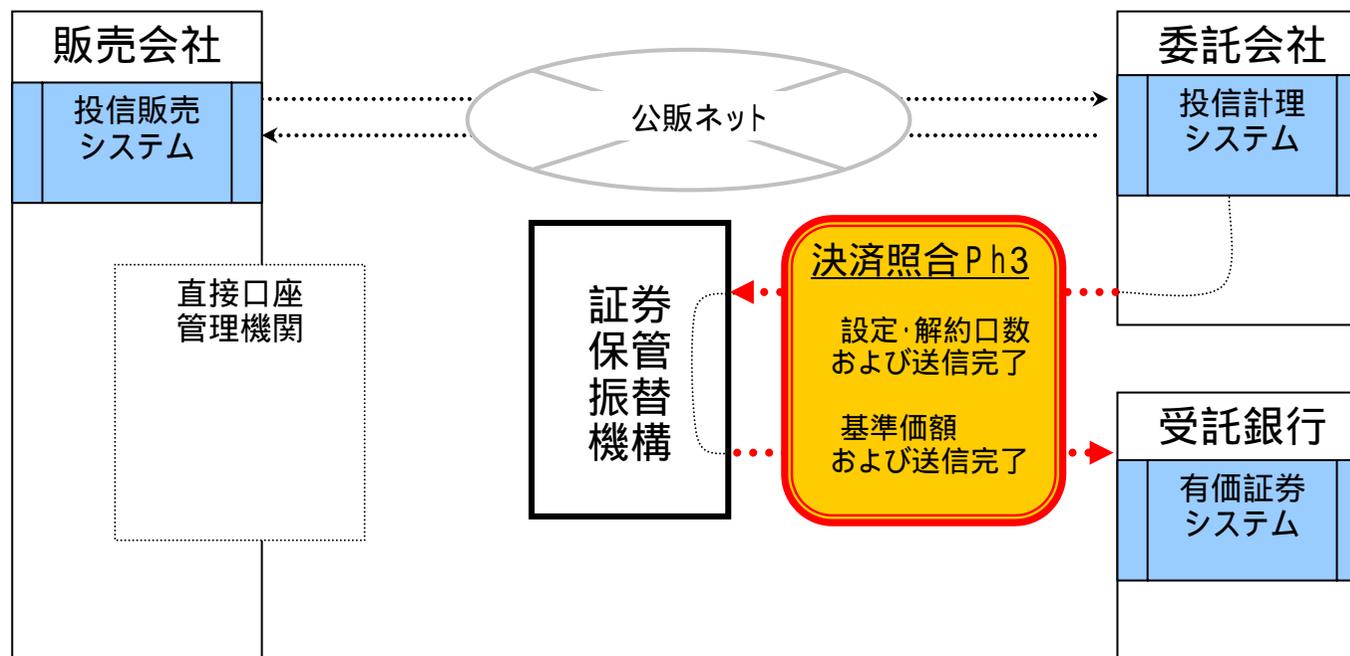
資料3-1 投信振替制度における既存インフラ

「投信基本モデル」の検討にあたり、活用可能なふたつの既存ネットワークインフラを確認する。



	既存インフラ	ユーザ	運営
	公販ネット	販社 委託	民間ベンダ3社
	決済照合Ph3ネットワーク	(直接口座管理機関) 委託 受託	証券保管振替機構

資料3-2 決済照合Ph3の概要(1)



設定・解約口数データ	委託 (機構) 受託	12時頃迄	1) 受託銀行は追加解約処理明細を作成し、ファンド毎にファンド日計表を委託会社と照合する。基準価額計算の基本となる総受益権口数の確定の前段階。2) 口数データをもとに委託会社から着金した金額と照合する。
送信完了報告データ			
基準価額データ	委託 (機構) 受託	17時頃迄	委託会社が算出した当日基準価額を受託銀行に通知する。受託銀行で算出された基準価額との照合が目的。この照合完了後に当日基準価額が公表される。
送信完了報告データ			

資料3-4 設定・解約データの項目イメージ

A 公販ネットデータ

現行仕様

項番	項目名	必須
1	レコード種別	
2	投信会社コード	
3	ファンドコード	
4	指定販売会社コード	
5	取次販売会社コード	
6	基準日	
7	申込日	
8	約定日	
9	区分	
10	設定口数	
11	内再投資口数	
12	解約口数	
13	内所有口数	
14	解約口数2	
15	内所有口数2	
16	内早期解約	
17	解約留保額	
18	分配金	
19	新マル優	
20	一律分離	
21	非課税法人	
22	未使用	x
23	設定金額	
24	解約金額	
25	概算区分	
26	取得元本合計額	

B 決済照合Ph3投信データ

現行仕様

項番	項目名		
	管理コード		
	日付		
	時刻		
	送信者		
	受信者		
	送信MTタイプコード		
	フォーマット識別コード		
	送信者リファレンスNO		
	ゴビ識別コード		
	メッセージ作成年月日		
	メッセージ作成時分秒		
	リケージ取引種類コード		
	リケージリファレンスNO		
	メッセージ当初送信者金融機関識別コード		
1	販売会社金融機関識別コード		
2	処理コード		
3	ファンドコード		
4	基準価額適用年月日		
5	解約受渡年月日		
6	追加実行年月日(1)		
7	設定口数(1)		
8	解約口数(1)		
9	追加実行年月日(2)		
10	設定口数(2)		
11	解約口数(2)		
12	個別元本総額		

C 投信基本モデル「新規記録/抹消予定申請データ(案)」

2004年5月20日現在の案

項番	項目名	備考	Aに存在	Bに存在	新規
1	処理コード	新規記録/抹消	A	B	
2	銘柄(ISINコード)				新規
3	発行者		A	B	
4	発行代理人	(制度として設ける場合)			新規
5	受託者			B	
6	指定販売会社		A	B	
7	機構加入者				新規
8	機構加入者の口座区分コード	口座番号			新規
9	口数		A	B	
10	発行日/抹消日		A	B	
11	ファンド計理日	抹消の場合	A	B	
12	決済条件コード	DVP/非DVP,照合する/しない			新規
13	基準価額適用日	フェーズ3データ固有	A	B	
14	個別元本総額	フェーズ3データ固有		B	
15	再投資口数	フェーズ3データ固有	A	B	
16	単価				新規
17	金額		A		
18	渡方資金決済会社(資金決済口座)	「DVP指定」の場合のみ			新規
19	受方資金決済会社(資金決済口座)	「DVP指定」の場合のみ			新規

資料3-5 統合WEB端末の画面イメージ

1) 設定解約口数データ入力画面

設定・解約口数登録

確認 登録 クリア 印刷

送信者RefNo	5822000111
ファンド	EBBSJP20AAAJP01A8155F98622D17
処理種別	NEW 登録
販売会社	ZZZZJP01
基準価額適用日	2002年 08月 30日
解約受理日	2002年 08月 30日
追加実行日(1)	2002年 08月 30日
設定口数(1)	1,432,000
解約口数(1)	1,645,000
追加実行日(2)	2002年 08月 30日
設定口数(2)	504,000
解約口数(2)	64,000
個別元本総額	JPY 日本円 1,432,645,050
コピー受信者	XXXXJP01 XXXXアセットマネジメント YYYYJP20 YYYYY信託銀行 ZZZZJP01001 ZZZZ証券会社

ページが表示されました

2) CPの新規記録申請入力画面

新規発行入力

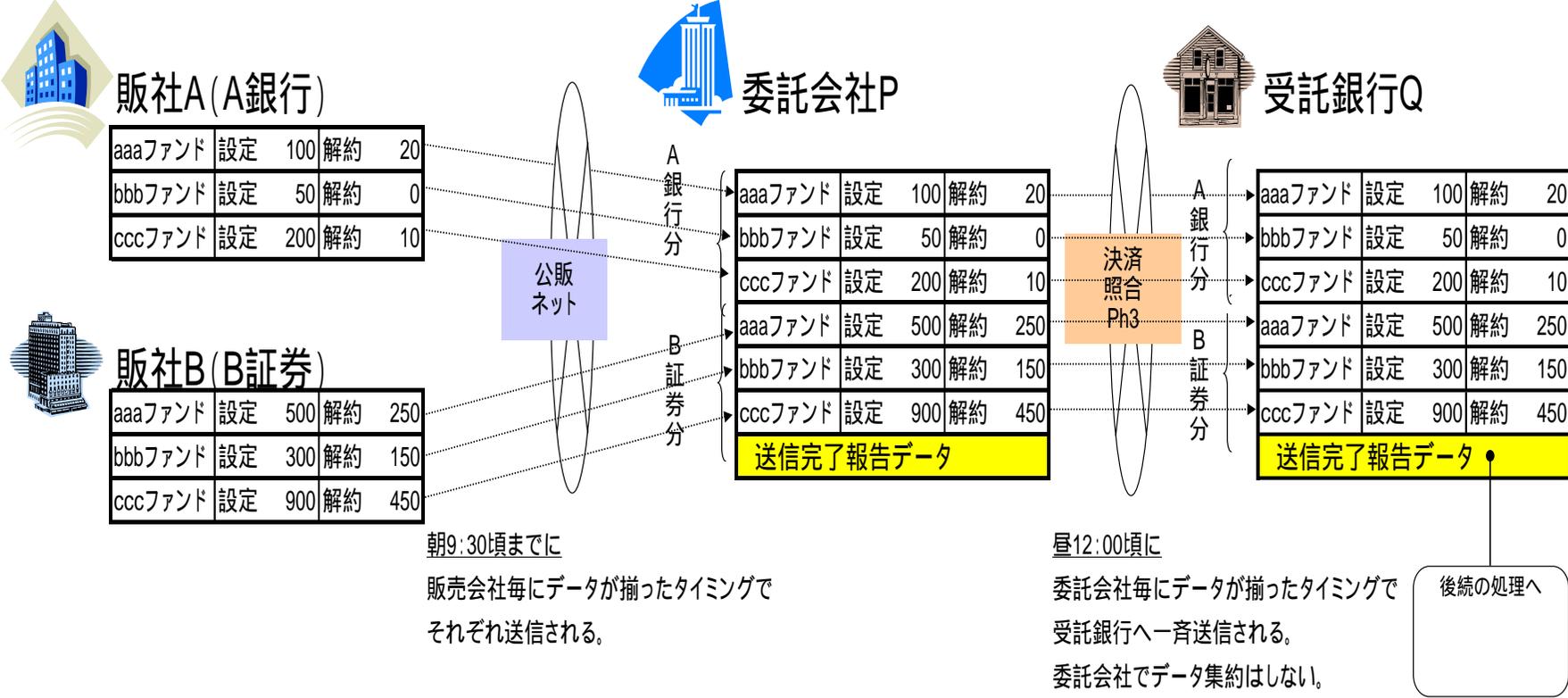
* を付した項目は必須入力項目です。 * はDVPの納必須、非DVPの納入力不可となります。

申請状況	新規発行
発行者コード	H00
発行代理人コード	
銘柄属性	<input type="checkbox"/> * T: 通称機関投資家譲渡限定私募(プロ私募) I: 一括譲渡限定私募(少人数私募) B: 分散譲渡限定私募(少人数私募) K: 公募
銘柄備考欄	
発行総額	百万円 *
各社債の金額	百万円 *
払込日	年 月 日 *
発行時資金決済会社コード	0112000 *
償還日	年 月 日 *
支払代理人コード	
償還時資金決済会社コード	0112000 *

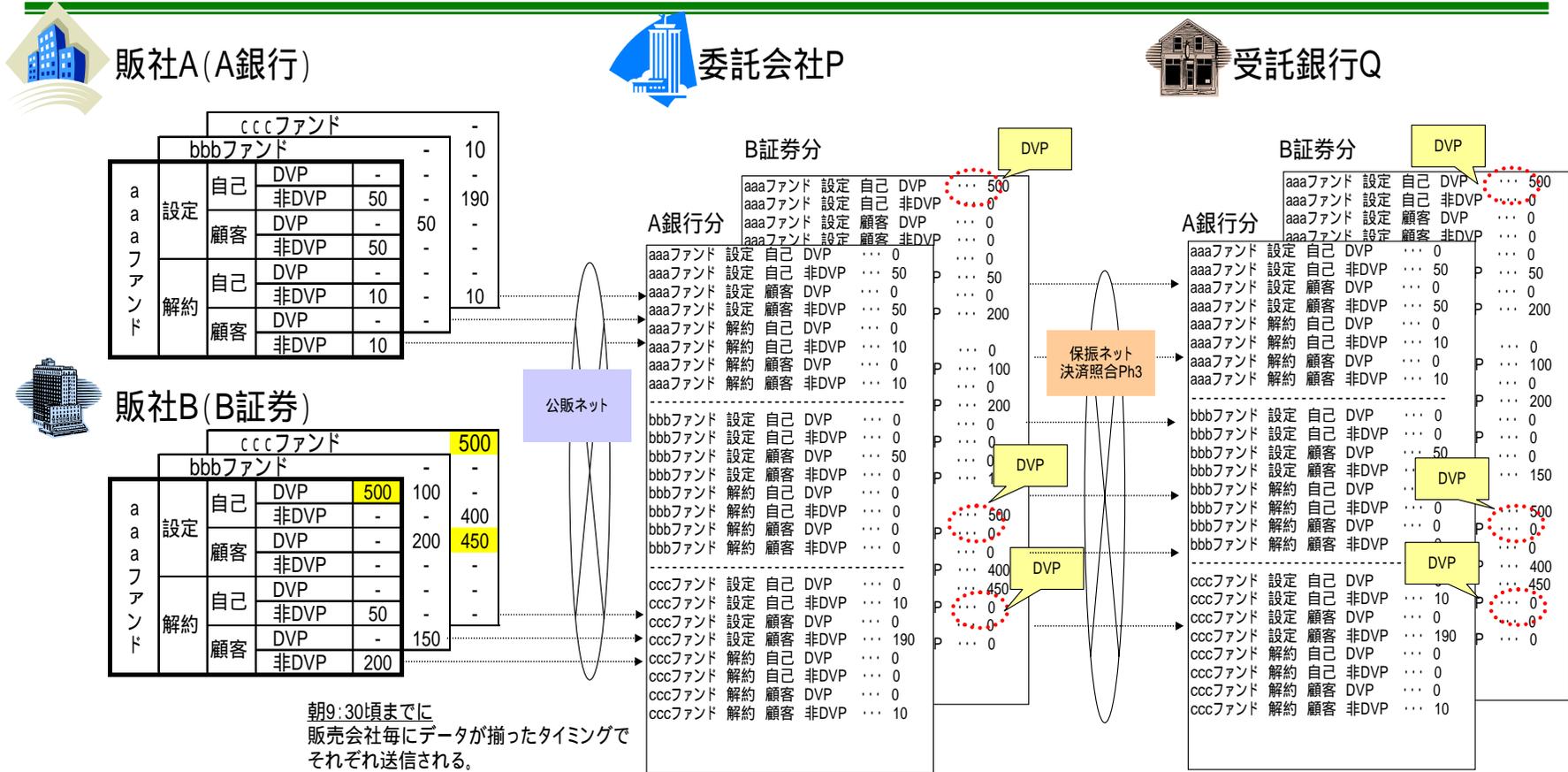
登録 クリア

引受情報				
債権加入者コード	* 引受金額 *	資金決済会社コード	* 資金決済金額 *	DVP指定 *
社内処理用項目	メッセージ			
1	百万円		円	1:DVP 0:非DVP
	百万円			

資料4-1 現在の設定・解約連絡データの流れ



資料4-2 データ統合後のデータの流れ(イメージ)



販売会社では

- 1) 公販ネットに送信するデータレイアウトが変更になる予定。
- 2) 送信タイミングは現状維持の予定。

委託会社では

- 1) 受託銀行への送信タイミングは検討が必要。
 ・DVP取引だけはリアルタイムに送信し、非DVP取引はデータを溜めて一斉送信するか。
 ・DVP・非DVPにかかわらず、すべてリアルタイム送信するか。
- 2) 「送信完了報告データ」はどういった扱いにするか？

受託銀行では
データの粒度、受信タイミングに問題はないか？

資料5 投信振替制度に係るアンケート結果(概要)

H16.4.1 481社
(会員265社、特別会員216社)

日証協アンケート(281社回答)

Q1 投信の取扱状況	社	%
指定販社	127	45.0
取次販社	24	8.5
銘柄による	69	24.5
販社でなく取扱う	4	1.4

Q2 振替投信の取扱	社
直接口座管理機関	69
間接口座管理機関	34
口座管理機関(直接・間接未定)	95
ならない	2
未定・無回答	26

Q6 公販ネットの利用	社	%
利用	150	67.9
未利用	71	32.1

機構ヒアリングシート(124社)

Q2 販社が口座管理を継続。口座管理機関はブッキングのみ行うことでよいか

賛成 90社
反対 5社
(無回答・その他 29社)

Q7 取次の取次を考慮すべきか

賛成 33社
反対 55社
(無回答・その他 36社)

Q8 取次販社をなくすべきか

賛成 43社
(なくす)
反対 39社
(残す)
(無回答・その他 42社)

Q9 階層構造(2階層でよいか)

2階層 81社
3階層 7社
(無回答・その他 36社)

Q10 「販社は口座管理機関である」との前提

賛成 95社
反対 9社
(無回答・その他 6社)

Q11 「口座管理機関は必ずしも指定販社とは限らない」との前提

賛成 85社
反対 7社
(無回答・その他 32社)

資料6-1 「投信基本モデル」に関する論点と方向性 -新規記録(設定)スキーム(1)-

No	論点	内容	方向性	
1	ファンドコードの通知 (4社報告)	新規設定においては、ファンドコード(銘柄コード)を機構経由で付番する必要があるが、当該コードを発行者、販売会社、口座管理機関に通知していく方法はどのようなものが考えられるか。例えば、以下の方法は、どうか。 <ul style="list-style-type: none"> 販売会社へは公販ネット(発行者経由) 口座管理機関、発行者へは保振TARGET等 	アンケート	既存インフラを活用するといった観点であれば、保振TARGETを利用するといった方法も考えられる。ただし、詳細は、他商品の方法を踏まえ、別途検討することでどうか。
			検討	<ul style="list-style-type: none"> 短期社債 新規記録手続きの過程で自動採番されたISINコードは保振システム(短期社債)を通じて発行者・機構加入者に通知する。間接口座管理機関へは上位機関より通知する。このほか保振HPにて公示される銘柄情報にISINが含まれる。 一般債(予定) 銘柄情報の登録の過程で自動採番されたISINコードは保振システム(一般債)を通じて発行代理人・機構加入者に即時通知。このほか保振HPにて公示される銘柄情報にISINが含まれる。 現行の投信実務では、「ファンドコード」や「投信協会コード」、「統一ファンドコード」といったさまざまなコードを利用しているが、その内容を検証する。
			方向性	<ul style="list-style-type: none"> 銘柄情報の登録の過程において証コ協が付番したISINコードを保振システムを通じて発行者・機構加入者(直接口座管理機関)に通知する。銘柄公示情報にはISINコードのほか、発行者による登録を前提にファンドコードや投信協会コードの公示も可能。 販売会社へは発行者又は口座管理機関を経由し、間接口座管理機関は上位機関を経由して通知する。販売会社への通知方法は公販ネットの活用も考えられる。 安定的な振替処理のためには、合併等によりコードが変更されることがない銘柄にユニークなコードが必要である。網羅的に付番され、重複がないなどの管理がなされている必要がある。またG30では、証券決済システムでは国際的な証券コードが利用するよう勧告がある。これらのことと他の商品の実績も踏まえ、銘柄コードとしてISIN(International Securities Identification Number)コードを採用する。
2	時間的にタイト (4社報告)	一日のうちに設定口数と金額の確定から信託財産に係る運用までを行わなければならない、時間的に非常にタイトである。このため、業務プロセスなどの見直しが必要である。	検討	5/20小委員会で提示した投信基本モデル(以下「投信基本モデル」という。)の時間的な評価はどうか。
			方向性	業態12社との意見交換会にて、「投信基本モデル」における業務時限について懸念点はなかった。障害時等の異常時の対応については、別途整理する。

資料6-2 「投信基本モデル」に関する論点と方向性 -新規記録(設定)スキーム(2)-

No	論点	内容	方向性	
3	システムへの参加状況 (4社報告)	いわゆる公販ネットの導入については強制力がないため導入していない販売会社が存在する。現状、これらの会社の情報伝達としては、電話またはファックスで行われている。振替制度では、より情報伝達の迅速性や正確性が求められることが想定されることから、公販ネットを利用していない販売会社ないしは委託会社における振替制度での取り扱いをどのように考えるか(制度に参加できない、代替手段の提供等)。	アンケート	公販ネット利用社数を調査。委託・販社間で公販ネットの活用を推奨していく。その他、公販ネットの利用形態を踏まえ、振替制度等の中で対応可能か検討する。
			検討	<ul style="list-style-type: none"> ・STPの実現には、上流過程にある公販ネット利用が望ましいものの、投信基本モデルは多様な外部接続インターフェイスを想定しているため、販社との間を電話又はファックスにて連絡を行っている委託会社についても制度利用は可能である。 ・公販ネット利用率(日証協のアンケート調査) アンケート結果： 回答221社中、公販ネット未利用は71社(32%)
			方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・公販ネット未利用の比率の高さを鑑み、公販ネットを利用していない販売会社の制度参加を可能とする。 ・「投信基本モデル」では機構は振替申請データを委託会社から取り込むため、公販ネット未導入の販社でも制度参加が可能となる。(ただし委託会社によるデータ入力作業が前提となる。)
4	照合の重複	発行手続きのために、機構に対して新規記録申請を行わなければならないが、当該業務をどの媒体を利用して行うべきか。現在、公販ネットで行われている口数と金額の照合業務との調整をどうするか。この場合、以下の解消策が考えられるが、どうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・公販ネットに追加修正を行い、かつ当該情報を新規記録申請として機構に繋ぐ。 ・機構の決済照合を利用し、公販ネットで行われている照合業務は廃止する。 	アンケート	公販ネットを利用することで大方の意見は一致。ただし、機構の要件定義を明確にし、開発コスト・開発期間の面での検証が必要。
			検討	<ul style="list-style-type: none"> ・「投信基本モデル」は、DVP決済の場合、確実なDVPを実現するために、機構システムを通じた相手方の照合確認を必須とする。ただし非DVP決済の場合は必須としない。 ・ベンダーの意見によると、コストやメリットの点などで、公販ネットのシステム改造には限界がある(現行システムにおいては照合機能は有していない。)。ただし、販売会社と委託会社の情報伝達・確認ツールとしては、公販ネットを引き続き活用する。 ・上記の点を踏まえ、投信基本モデルの新規記録(設定)スキームについて概ね合意。
			方向性	論点No2等の検証を行い、実務上可能であれば、投信基本モデルに沿った制度・システムとする。

資料6-3 「投信基本モデル」に関する論点と方向性 -新規記録(設定)スキーム(3)-

No	論点	内容	方向性	
5	口数増加時期と受益者からの代金受入時期とのギャップ (4社報告)	信託約款には、購入時の受渡日の記載は無い。販売会社である証券会社の多くは、他の商品との整合性から顧客からの入金日は4日目としている。他方、信託法上、信託契約の成立には財産権の移転が必要とされていることから、販売会社は基準価額確定日の翌営業日に入金している。こうしたギャップをどう考えるか。	アンケート	販社個社の問題・小委員会の議論対象外・現行で問題なし等、振替制度での対応は不要との意見が大方を占める。販社のビジネススペースの問題として整理することでどうか。
			検討	
			方向性	証券会社を中心に整理する。
6	公販ネットワークの改造 (4社報告)	新決済スキームにおいて必要となる自己口・顧客口区分や口座管理機関情報、決済条件などの機構が要請する情報のうち、現行の公販ネットでカバーされていない部分については、改変が必要。この場合に発生するコスト等についてどう考えるか。	アンケート	公販ネットベンダとの早期検討開始について要請強い。機構は「要件」を整理し、公販ネットベンダ3社に提示する。また決済照合システムについても概算費用を試算。これを以って、公販ネットを活用するのか否か。また、公販ネット活用する場合、その機能と費用負担等を整理する。
			検討	・公販ネットベンダーとの意見交換(詳細は5/20小委員会資料「決済照合スキーム検討と公販ネット活用について(中間報告)」を参照。)を踏まえ、公販ネットにおける項目追加は数項目にとどまる見通し。
			方向性	・「決済照合スキーム検討と公販ネット活用について(中間報告)」の「5.議論の進め方」に沿って関係者が検討する。 ・論点No13のとおり「機構へ申請するうえで必要な情報項目を踏まえ、販社・委託間の情報伝達・確認ツールとして公販ネットを活用するための必要な要件・機能(情報内容、送信単位、時間の制約、その他機能)をベンダーに明示していく」ことも、その一つとなる。

資料6-4 「投信基本モデル」に関する論点と方向性 -新規記録(設定)スキーム(4)-

No	論点	内容	方向性	
7	公販ネットワークの利用形態 (4社報告)	公販ネットワークの利用形態については、資料のとおり、主に4形態が考えられるが、貴社としてどの形態が望ましいか。	アンケート	ないし 方式を前提とすることで大方の意見が一致。今後は、 ないし 方式を中心に公販ネットを活用する場合のデータ経路および業務フローを決していく。
			検討	・公販ネットベンダーとの意見交換(詳細は5/20小委員会資料「決済照合スキーム検討と公販ネット活用について(中間報告)」を参照。)を踏まえ、投信基本モデルの検討に着手(以下「投信基本モデルの検討に着手」という。)
			方向性	・投信基本モデルにあるとおり販社・委託間の情報伝達・確認ツールとして公販ネットを活用していく。
8	DVP決済スキームの構築 (4社報告)	今般の一連に及ぶ証券決済制度改革の理念と照らし合わせると、投信の振替制度からDVP決済を一切排除することは避けるべきと考えるがどうか。	アンケート	DVP決済も利用可能なシステム設計を目指すことで大方の意見が一致。DVPと非DVPのシステム要件定義を確定する。
			検討	・投信基本モデルの検討に着手。
			方向性	・投信基本モデルにあるとおり新規記録(設定)及び抹消(解約)についてはDVP決済スキームを用意する。
9	DVP決済の利用可否の選択 (4社報告)	仕組み上、DVP決済の利用の可否を選択できる仕組みを構築すべきと考えるがどうか。	アンケート	DVP・非DVPの利用を選択可能な制度設計を目指すことについては大方意見が一致した。今後は、DVP・非DVPの事務2系統化を極力排除した共通システムの要件を確定する。
			検討	・投信基本モデルの検討に着手。
			方向性	・投信基本モデルにあるとおり新規記録(設定)及び抹消(解約)については非DVP決済とDVP決済の選択可能となるよう2つのスキームを用意する。

資料6-5 「投信基本モデル」に関する論点と方向性 -新規記録(設定)スキーム(5)-

No	論点	内容	方向性	
10	DVP決済の対象 (4社報告)	DVP決済の対象範囲及び単位について、当初は、以下のような基準としてはどうか。 ・ 当初設定ファンド及び追加設定に係る日々決算型ファンドであること。 特に、MRF等の日に2回設定のあるファンドは、より時間的にタイト ・ DVP決済の単位は、ファンドの自己・顧客別資金の払込単位と新規記録単位とが同一であることが条件 ・ 金額が50億円を超える設定、解約、償還に係る決済	アンケート	提議されたDVP対象条件については、大方、意見が一致。今後の論点としては、日本銀行の合意形成が必要。
			検討	・ 日証協実施のアンケート結果も参考とし、どのようなレベルの市場慣行とするか議論する必要がある。 ・ 日本銀行と機構間システム接続は、一般債・CPと同様とし、新たな要件を追加しない。
			方向性	投信小委員会の意見として、基準を合意し、広く説明していくことなどを通じて、市場慣行の形成に繋げていく。
11	DVP決済における中央銀行決済システムの利用 (4社報告)	DVP決済を考えていく場合には、Finality(決済完了性)を持った決済手段を提供する中央銀行決済システムを利用することを前提とする。発行口は機構に設ける方がよいのか、発行者(あるいは受託銀行内の発行者)口座に設ける方がよいのか。	アンケート	発行口は、他商品と同様に機構内に設けることで問題なしと考えるが、発行者(あるいは受託銀行内の発行者)口座の具体的な内容を確認したうえで、結論を出す。
			検討	・ 投信基本モデルの検討に着手。
			方向性	・ 投信基本モデルにある新規記録(設定)及び抹消(解約)のDVP決済スキームは日本銀行の了承を得ることを前提となるが、その内容は日本銀行の当座勘定にて資金決済を行い、その結果通知を機構が受けるものである。また同スキームでは、振替投資信託受益権の振替と資金決済を関係付けるための口座として発行口、解約口を機構システムに設ける。
12	公販ネットワーク	公販ネットワークによる設定連絡において、販社委託への「承認」は必要か?(委託会社より「非DVPにおいても過誤の防止のために必要。」との意見あり。)	検討	・ 現状(確認方法・過誤の度合い)と委託会社の要望内容を確認する。 ・ 公販ネット改造への影響をどう考えるか。(cf. 論点No13、No17)
			方向性	あくまでもベンダのビジネス判断となるテーマ。機構としては非DVPにおいても安定的な振替制度運用の観点から、公販ネットベンダによる検討を期待したい。

資料6-6 「投信基本モデル」に関する論点と方向性 -新規記録(設定)スキーム(6)-

No	論点	内容	方向性	
13	ベンダーへの提示	機構へ申請するうえで必要な情報項目を踏まえ、販社・委託間の情報伝達・確認ツールとして公販ネットを活用するための必要な要件・機能(情報内容、送信単位、時間の制約、その他機能)をベンダーに明示していく必要がある。	検討	・「決済照合スキーム検討と公販ネット活用について(中間報告)」の「5.議論の進め方」に沿って関係者が検討する。(cf.論点No6)
			方向性	論点シートNo6「公販ネットの改造」と同項。
14	機構への通知単位	販社から委託への設定・解約連絡は1レコードで行っている。機構へは、「新規記録申請」と「抹消申請」を区分して通知してもらうことを想定しているが、その場合の影響はどうか。	検討	・振替処理及びそれに関連する訂正や照会などの処理を行ううえでは、手続きごとに区分された通知が必要である。
			方向性	委託会社 機構への振替申請レコード種別は、「新規/抹消別」「DVP/非DVP別」「自/顧別」の8タイプに分割して機構に通知してもらう方向。投信基本モデルの仕様案として販売・委託での協議検討を推進する。
15	新規記録申請単位	受託の現行実務を踏まえ、新規記録申請単位を「販社毎」としているが、「機構加入者毎」とすることが可能か。	検討	・振替口座簿上の記録においては機構加入者毎で十分だが、現在の公販ネットやPH3の単位からすると、販売会社毎が必要と考えるがどうか。
			方向性	振替申請でコードには、「機構加入者」、「販社」の各カラムが予定されている。いずれの単位でのソートも可能となる。
16	PH3との融合について	振替申請データを現行のPH3設定解約データと統合する場合にどのような影響があるか。(委託会社・受託銀行)	検討	・PH3における情報提供時間との相違や情報の粒度の細分化による影響の有無。
			方向性	・PH3設定解約データとの統合の方向で委託・受託とともに検討する。 ・PH3基準価額データは従来そのまま継続する方向。
17	照合(承認)について	機構システム(決済照合システムor振替システム)で「照合(承認)」を行う前提では示していないが、非DVPにおいても「照合要(仮)」のフラグを立てることで「照合(承認)」プロセスが可能な作りとする必要はあるか?	検討	cf.論点No12、No13 ・非DVPの場合も機構システムにおいて照合するとなると、時間的にタイトとならないか。照合の相手先も販売会社ではなく機構加入者となる。
			方向性	・初期開発コスト圧縮の観点から「対応しない」方向とする。

資料6-7 「投信基本モデル」に関する論点と方向性 -新規記録(設定)スキーム(7)-

No	論点	内容	方向性	
18	新規記録申請単位(タイミング)	機構加入者にとっては、DVP決済分については送金依頼を当該REFと紐付けて行うため、「機構からのREFの受信を早くしたい。」といったニーズがある。委託として、新規記録申請のタイミングを、非DVPとDVPとで分けて行うことが可能か？	検討	現行PH3設定解約データは12時頃までに、一斉送信している(委託 機構 受託)。
			方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・DVPデータのみリアル送信する仕掛けが必要となる予定。 ・この場合、非DVPにおいてもリアル送信とするかどうか、委託・受託とともに検討が必要。 <p>機構ではデータ送信の「タイミング」については一切制御せず、迅速確実にスルーする設計とする方針。</p>
19	受託銀行への通知	振替口座簿記録済通知は受託銀行に対して必要か。	検討	<ul style="list-style-type: none"> ・信託設定済通知した結果として、新規記録された通知が必要か。 ・必要である場合の単位は銘柄となるのか。 ・1日の業務終了を確認する意味合いはある(解約も同様)。
			方向性	受託銀行へも通知する方向。 なお、通知メッセージは、明細レコード+合計レコードとする予定。
20	SSI	SSIを利用するか？ SSIとは、機構の決済照合システムにおける標準決済条件を登録しておくシステムを言う。(Standing Settlement Instructionの略)	検討	<ul style="list-style-type: none"> ・DVP決済におけるSSIの利用の場合、機構の照合機能は決済照合システムとなる。なお、この場合でも、SSI以外の資金決済条件を利用する場合、申請時に資金決済情報を通知する必要がある。 ・機構の照合機能は振替システムに内蔵する場合には、資金決済会社の登録等は可能である。
			方向性	SSI機能に対する利用(資金決済条件のシステムへの登録)ニーズがあることから、この機能を有するシステムを構築する。具体的には、コスト等を踏まえ、DVP決済時の照合機能と併せて、決済照合システムの利用を想定するのか、振替システム内に簡易なSSI機能を構築するかを判断する。

資料6-8 「投信基本モデル」に関する論点と方向性 - 抹消(解約)スキーム -

No	論点	内容	方向性	
1	照合の重複 (4社報告)	新規記録手続フローにおける論点No4と同様	アンケート	-
			検討	-
			方向性	-
2	信託財産上の口数減少時期と振替口座簿の抹消時期のギャップ (4社報告)	現在、解約による口数の減少は、ファンド内の組入れ有価証券の売却がされるT+1に行われている。他方、振替制度においては、投資家保護の観点から振替投資信託受益権の抹消はT+4で行う必要がある。この点についてはどのように考えるか。	アンケート	解約途上の残高を管理することで大方の意見が一致。
			検討	C Pにおける機構加入者向けの口座残高一覧にあるように「抹消申請中」の残高を提示することは可能。
			方向性	当日の取扱時間終了後に機構から振替口座簿における銘柄ごとの総発行口数のデータ通知と合わせて、解約(抹消)手続き等の申請中の口数や払出可能口数残高などを通知する。
3	大口の解約 (4社報告)	大口の解約があった場合の制度上の影響はあるか。 現状、販売会社から委託会社へのTの12時30分までに連絡することとしている。(投信協申し合わせ事項)	アンケート	振替制度上の影響はないとのことで大方の意見が一致。
			検討	-
			方向性	機構として懸念するものはない。この点につき別途検討を行う場合には、投信協にその場を委ねたい。
4	受託銀行への通知	振替口座簿記録済通知は受託銀行に対して必要か。	検討	受託銀行として、振替口座簿の残高ステータスを把握しておく必要があるかどうか。
			方向性	受託銀行へも通知する方向。 なお、通知メッセージは、明細レコード+合計レコードとする予定。

資料6-9 「投信基本モデル」に関する論点と方向性 - 抹消(償還)スキーム(1)-

No	論点	内容		方向性
1	ファンド約款上の償還日と償還代金の信託財産からの払出日のギャップ (4社報告)	振替制度上は現行の「償還日」は「償還価額計算日」と解すべきと考えるがどうか。	アンケート	アンケートでは「償還日」を「償還価額計算日」と解することについて全社とも異議なし。
			検討	正確な議論のため、業務イベント日の定義・呼称を整理する。
			方向性	従来どおり、償還価額計算日を「償還日」と呼称する。償還代金の信託財産からの払出日は「信託財産払出日」と呼称する。また、償還代金が販売会社に着金する日＝顧客への支払開始日とし、このタイミングで振替口座簿の抹消を行うため、これを新たに「償還抹消日」と呼称する。 用語・略号は、他の用語も含めて、各社統一できるよう投信協を中心に業界内で整理されることを期待する。
2	信託財産からの支払日と顧客への支払開始日のギャップ (4社報告)	現行制度では販売会社から顧客への償還代金の支払開始日は償還日の5営業日目となっている。振替制度上では顧客への支払が完了するまで振替口座簿の抹消はできない。したがって、以下のいずれかの方法が考えられるがどうか。 ・ 顧客への支払開始日まで、口数管理を行う ・ 顧客への支払開始日を償還日翌営業日に行う	アンケート	支払開始日まで口数管理を行う(5社)、支払開始日を償還日翌営業日におこなう(3社)だった。
			検討	償還代金を原則5営業日目から支払開始とするルールは投信協会・制度部会での申し合わせ事項(「投資信託の法務と実務」p234 野村アセット投信研究所編著)とされている。機構では振替制度を契機に、支払開始日の短縮化を期待したい。
			方向性	S+1日を支払開始日とする方向で投信協会・制度部会での検討を要請する。償還日翌営業日＝信託財産払出日＝顧客への支払開始日＝償還抹消日(投資家の受益権が消滅する日)とする方向。この場合、論点となっていた投信振替制度においてS+4までの振替口座簿での備忘管理は不要となる。

資料6-10 「投信基本モデル」に関する論点と方向性 - 抹消(償還)スキーム(2)-

No	論点	内容		方向性
3	償還内容確定データ(本番)通知	「償還内容確定データ(本番)通知」は必要か。また当該通知に加えて、口座の確定はしていないが、S日より前に償還予定銘柄を予告通知する機能は必要か。	アンケート	-
			検討	
			方向性	<p>1) 償還日翌営業日の「償還内容確定データ(本番)通知」を通知する方向で検討する。 機構は償還日夜間バッチ処理における償還口記録の結果を通知する目的で、「償還内容確定データ(本番)通知」を口座管理機関・委託・受託に送信する方向で検討したい。口座管理機関はこの「償還内容確定データ(本番)通知」をベースに、「資金振替済通知」を機構に対して送信することで償還抹消記録が実行される。</p> <p>2) 償還日前の「償還予告通知」を通知する方向で検討する。 償還日の1週間程度前に「償還予告通知」を送信する方向で検討したい。また「繰上げ償還」等の委託会社によるマスタ情報変更の方法についても検討したい。</p> <p>償還日翌営業日の「償還予定情報通知」を「償還内容確定データ(本番)通知」に変更</p>
4	受託銀行への通知	償還内容確定データ(本番)通知は受託銀行に対して必要か。 現行のPH3データにおいては、償還に係るデータの送受信はない(委託・受託間はFAX等で遣り取りしているものと想定。)	アンケート	-
			検討	受託銀行へも同様に通知を行う方向で受託銀行と協議する。
			方向性	この時点において受託銀行の業務は完遂しているため、さらに償還情報の通知は必要ない。
5	受託銀行への通知	振替口座簿記録済通知は受託銀行に対して必要か。	アンケート	-
			検討	受託銀行へも同様に通知を行う方向で受託銀行と協議する。
			方向性	4と同様に通知の必要はない。

資料6-11 「投信基本モデル」に関する論点と方向性 -抹消(償還)スキーム(3)-

No	論点	内容		方向性
6	償還時DVP	償還もまとまったお金が動くのでDVPを検討できないか。 償還単価や税額控除といった金額情報を取り込むフロー、金額情報と証券残高情報の紐付けなど工夫する必要がある。	検討	解約DVPを応用できるか。公販ネットや投信計理システム改造があり。委託会社の事務負担増。直接口座管理機関(機構加入者)からの申請。機構のシステムの作りが2ルートとなる。機構加入者のオペレーション負担。 償還時DVPのニーズは少ない、償還事務自体が厳しい时限であり実現性も乏しい。 即時性が必要な場合は、日銀ネットを利用した決済も可能であり、代替手段はある。
			方向性	今回の制度構築では対応しない。次回以降のフェーズでは引き続き検討。

資料6-12 「投信基本モデル」に関する論点と方向性 -振替(移管)スキーム-

No	論点	内容	方向性	
1	振替制限の期間 (4社報告)	受益者が購入先以外の販売会社に受益証券を移管する場合、移動元、移動先並びに委託会社の3者間の合意が必要となり、かなりの日数を要する。こうした、移管に係る日数を考慮すると、対象ファンドの決算日前の数日間には振替の制限期間をもうけるべきか。	アンケート	ほぼ「振替停止期間を設けること」について意見が一致している。振替停止期間を設ける場合、振替制度で対応するか、振替制度外の取決め等で行うこととするかを決める必要がある。
			検討	「振替停止期間を設けること」についての条件・理由をより明確化する必要がある。
			方向性	収益分配金の詳細検討時に併せて整理する。
2	委託会社への通知	振替処理済通知は委託会社に対して必要か。	検討	3者間（振替元指定販売会社、振替先指定販売会社及び委託会社）の合意の結果として、当該通知が必要かどうか。
			方向性	必要性は乏しい(ニーズは少ない。)
3	受託銀行への通知	振替処理済通知は受託銀行に対して必要か。	検討	受託銀行として、振替口座簿の残高ステータスを把握しておく必要があるかどうか。
			方向性	必要ない。

資料6-13 「投信基本モデル」に関する論点と方向性 -収益分配金スキーム-

No	論点	内容		方向性
1	口座管理機関と販売会社の役割 (4社報告)	現行の投信制度を保ちつつ、振替制度にも対応可能なスキームという前提であれば、A案(販売会社が口座管理を継続。口座管理機関はブッキングのみ行う。)が妥当な整理と考えるがどうか。	アンケート	A案で検討していくことで意見が一致。今後は、A案を前提に具体的なスキームを固めていく。
			検討	<ul style="list-style-type: none"> ・日証協アンケートを参考。 ・委託会社と指定販売会社との情報やり取りは現行同様。 ・委託会社は受託銀行より指定販売会社に収益分配金を支払う。 ・委託会社の責任も現行と変わらない。
			方向性	A案を前提に検討。
2	収益分配金の支払先 (4社報告)	現行実務を踏襲すれば、信託財産ベースの口座数に対して支払われる収益分配金は、保振を経由せず、直接に指定販売会社に対して行うこととなる。仮に当該指定販売会社以外の口座管理機関に振替が行われた場合においても、常に当該指定販売会社は、振替後の受益権口数をトレースしておく必要があるが、こうした実務についてどう考えるか。	アンケート	振替前の指定販社にある振替口座簿に残高を戻す(2社) 口座管理機関、指定販社、(委託会社)間で情報連携(6社) 口座管理機関、指定販社、(委託会社)間で機構システムを利用し、情報連携の3案が出された(1社)
			検討	<ul style="list-style-type: none"> ・日証協アンケートを参考。 ・当初の口座管理機関(指定販売会社)内の振替や指定販売会社間の預替えのケースは問題とならない。
			方向性	多数(6社)の意見があったをベースとすると、収益分配金や個別元本処理などは従来どおり指定販売会社が行い、指定販売会社と振替先の口座管理機関が振替口座簿の異動について情報の連携を行うことで対応可能。また多く想定されるのは担保のケースであり、一般債のスキームのように機構が関与する方式は対応可能と考える。なお、指定販社以外の口座管理機関に振替される場合や階層が深くなるケースはほとんどないと想定される。